

[経済産業省委託事業]

中国製模倣品のグローバル拡散状況
実態調査

2014年3月

日本貿易振興機構上海事務所
知識産権部

JETRO

目 次

一. 調査の背景	1
1. 調査の目的および内容	1
(1) 調査背景・目的	1
(2) 調査概要	2
二. 中国製模倣品の中国外への拡散状況	3
1. 中国外模倣品被害概況	3
(1) 中国から中国外への模倣品流出	3
(2) 中国外における模倣品被害	10
2. 中国製模倣品の中国外への拡散事案への対策概要	14
(1) 総論	14
(2) 中国国内での模倣品輸出行為への対策	14
(3) 仕向先国での模倣対策	36
(4) 仕向先国の模倣業者からの中国上流業者対応	38
三. 中国製模倣品の中国外への拡散状況実態調査	39
1. 調査実施要領	39
2. 情報収集～調査対象の選定 (Step 1～Step 3)	41
(1) 模倣被害事例の収集 (Step 1)	41
(2) 通関データの収集 (Step 2)	43
3. 調査対象の決定 (Step 4)	50
(1) 差止税関からの輸入業者に関する情報収集 (Step 4-1)	51
(2) インターネット上の情報の収集 (Step 4-2)	52
(3) 公的に登録される企業情報の収集 (Step 4-3)	55
(4) 調査対象業者の決定 (Step 4-3)	59
4. 詳細調査の実施 (Step 5)	60
(1) 実態調査結果／タイ／One Point Trading Co., Ltd／輸入業者	60
(2) 実態調査結果／マレーシア／Pembekal Bearing's A & I／輸入業者	67
5. 調査結果総括	74
(1) 調査対象	74
(2) 調査結果概要	74
(3) 本調査結果の意義	74
四. 中国製模倣品の中国外への拡散事案に対する効果的な対応方法	76
1. 総論	76
2. 中国国内での模倣品輸出行為への対策	77

(1) 税関差止	77
(2) 輸出業者摘発	79
(3) インターネット上の模倣品輸出行為への対応	81
(4) 税関差止からの上流業者対応	82
3. 仕向先国での模倣対策	83
(1) 調査	83
(2) 摘発等	83
4. 仕向先国の模倣業者からの中国上流業者対応	84
(1) 中国上流業者対応チェックポイント	84
(2) 対応フロー例	85

一. 調査の背景

1. 調査の目的および内容

(1) 調査背景・目的

近年、中国製の模倣品が世界中に流通し、日本企業のグローバルレベルでの模倣被害が拡大している。模倣被害の形態としては、中国で製造された模倣品が海外に流通するシンプルな形態が多いが、インターネット経由での模倣品販売が増加し、中には、中国国内からでは見られず、海外からのみ見られる独自のウェブサイトを構築して、同サイトでのみ受注する等、手口も巧妙になってきている。また、最近、中国国内での中国当局による摘発強化に伴い、海外に製造工程の一部を移す業者（「国際分業」）も増加してきている。

ベアリング業界は、比較的に早くより、グローバルレベルでの模倣対策を取ってきたことから、現在、こうした被害に直面、問題として認識しているが、他方で、現実の、中国模倣業者と海外の模倣業者との情報は、それぞれ、「点」で把握できることはあっても、これらがどのように有機的に結合しているか、という「線」情報は十分に把握できおらず、効果的な対応が取れていないのが現状である。

かかる現状に鑑み、本調査を通じて、中国模倣業者と海外業者の模倣品製造、輸出、販売のネットワーク構造を明らかにし、もって、本問題に対する解決を図る一助とすることを目指す。

【模倣品の危険性に係る啓発動画】



(出典：<http://www.stopfakebearings.com/>)

(2) 調査概要

中国で模倣品を製造、輸出する場合、大別して、①模倣品の完成品を製造して、これを輸出する場合、②模倣品の製品本体とラベルを別々に製造して、海外に輸出して、目的国でこれを組み立てて模倣品として販売する場合、③模倣品の製品本体のみ中国で製造して、ラベルは目的国又は、第三国にて製造して、目的国でこれを組み立てて模倣品として販売する場合の3パターンがある。また、目的国と中国国内業者との交信手段としては、インターネットを活用したり、中国国内での見本市にて商談したりする等の手段の他、中国模倣業者が海外拠点を設置して、同拠点に、人員を派遣して対応するパターンもある。

本調査では、ベアリング業界の税関差止事例を中心に、実際の事例を収集し、同事例をベースに、中国国内外にて、必要な調査を実施し、上記の各構造を可能な限り、明らかにする。なお、目的国については、ベアリングWGメンバーの被害が相対的に大きいことから、東南アジア諸国を想定している。

【製品本体とブランドの標識が別送される例】



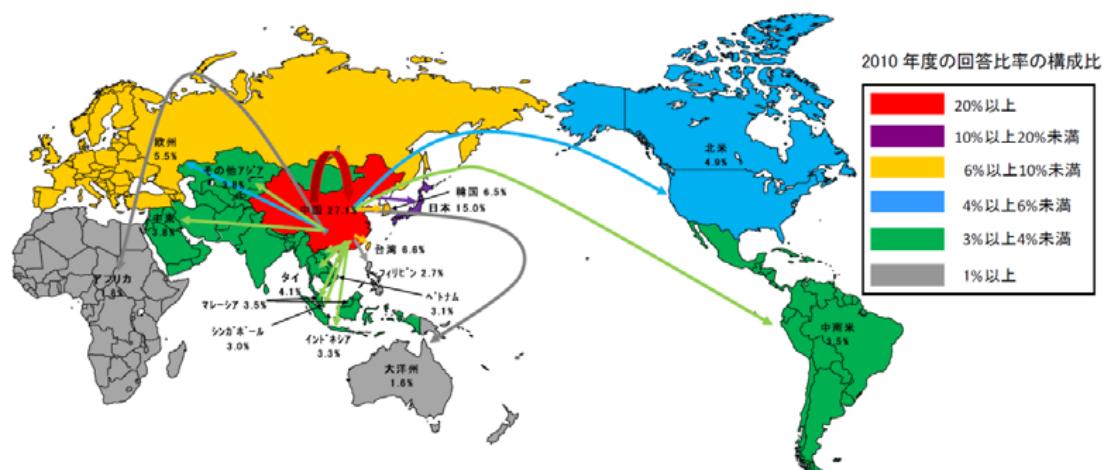
二. 中国製模倣品の中国外への拡散状況

1. 中国外模倣品被害概況

(1) 中国から中国外への模倣品流出

近年は、模倣業者の国際的なネットワークも進化し、模倣ビジネスのグローバル化が進行しており、模倣問題は中国だけにとどまらない世界レベルでの問題になり、一層、深刻になってきている。この点、模倣品・海賊版の多くは、中国で製造されているが、最近は、一部の工程を流出先で製造する事案も増えてきているが、以下の模倣品被害調査結果をみても、中国が模倣品の「製造地」となっているケースがまだまだ圧倒的に多く、また、中国で製造された模倣品で国内消費されているのは、件数ベースではわずか30%弱に過ぎず、残り約70%は海外に輸出されている。以上の状況から、中国税関における知的財産権保護が重要な課題となってくることがわかるほか、流出してしまった先の各国での対応も、重要な課題となってくることがある。

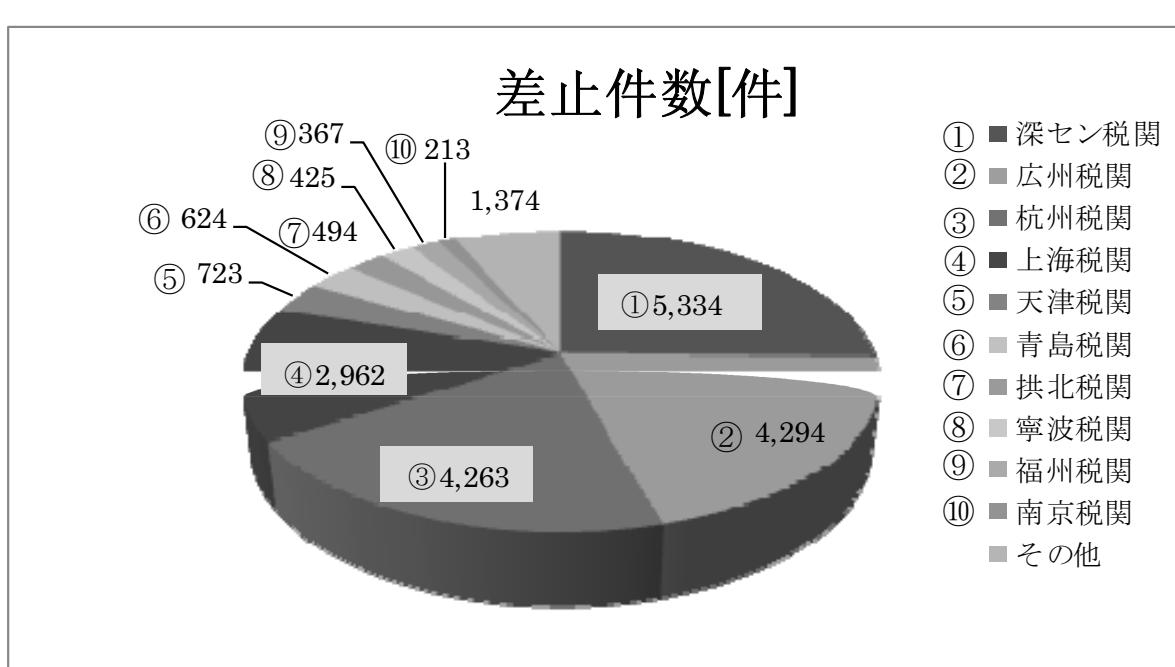
【中国で製造された模倣品・サービスの販売提供国・地域（流出先）】

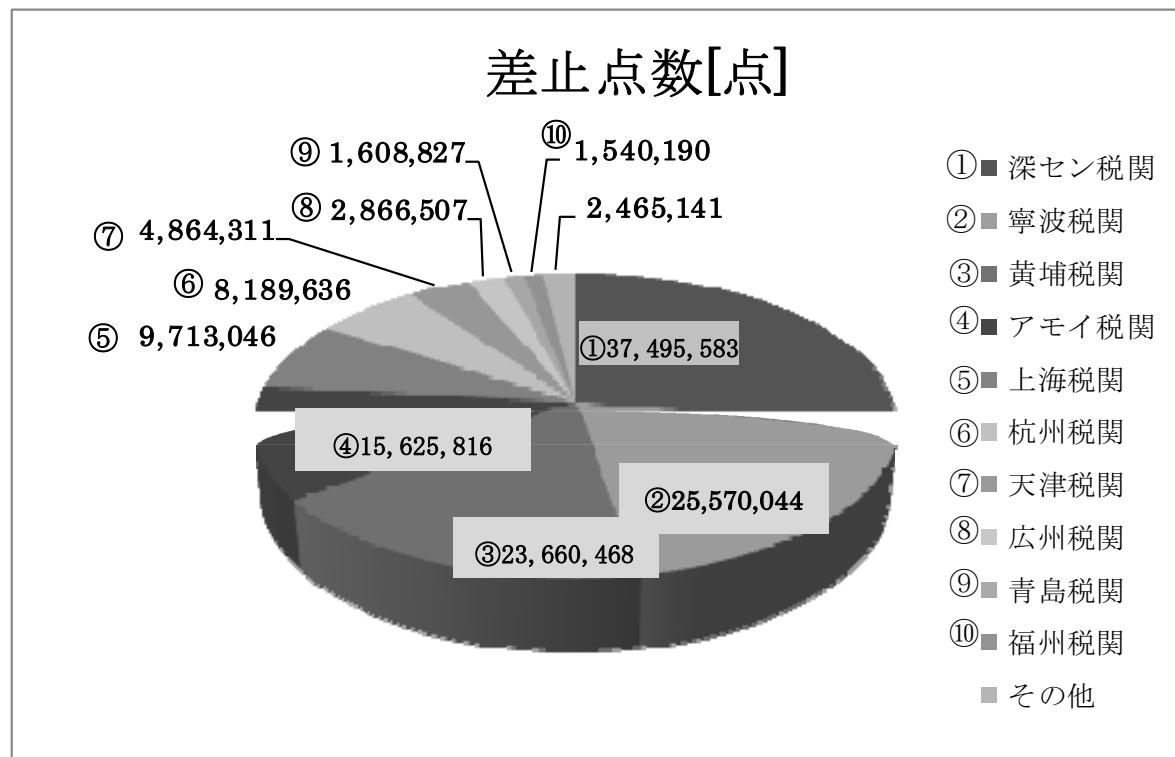


(出典：特許庁「2011年度模倣品被害調査報告書」)

特に、多くの模倣品が沿岸部の主要な税関から輸出されており、主として海路で世界各国に模倣品が流出している。

【税関分布】





(出典：2010年／税関総署統計データ)

【運送方法別税関差止点数】

単位：点

	2007年	2008年	2009年	2010年	2007年から 2010年合計
郵送	1,601,343	2,735,949	2,690,886	1,006,033	8,034,211
速達	3,462,057	1,395,178	1,003,927	3,393,374	9,254,536
海運	320,787,074	633,748,093	273,783,586	126,712,852	1,355,031,605
空運	306,413	432,378	137,524	549,058	1,425,373
陸運	7,029,791	6,607,723	2,080,851	925,443	16,643,808
鉄道	137,191	141,728	144,366	469,371	892,656
その他	174,380	121,888	217,660	543,438	1,057,366

(出典：2007年～2010年／税関総署統計データ)

95%以上が、海運によるものであり、もちろん、その他の手段による模倣品の輸出に全く留意する必要がないということにはならないが、まずは、海運での輸出行為を抑止するよう対応すべきであり、例えば、税関への表敬やセミナーを実施する際も、このような海運による輸出行為の頻度が高いと思われる税関を対象とすべきと考えられる。

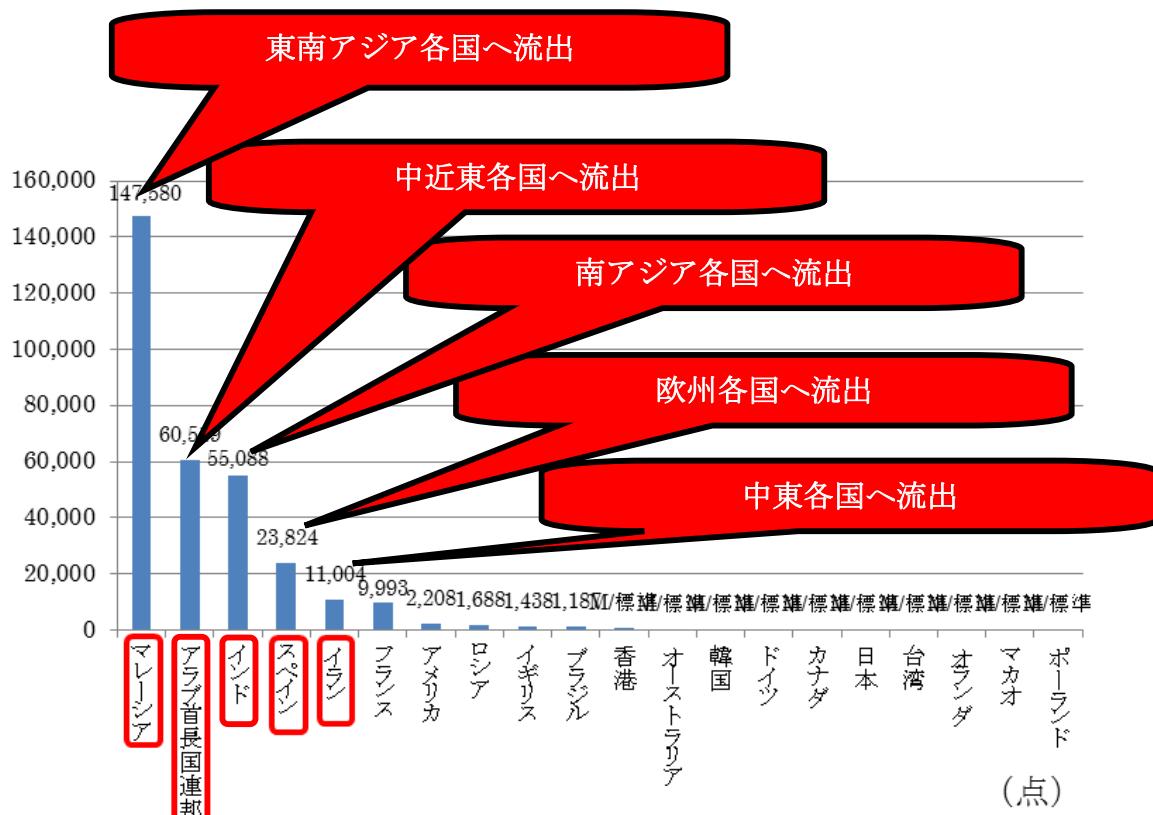
また、以下は、中国税関において差止められた模倣品の仕向地についての、差止件数順の一覧であるが、件数、点数、価値総額のいずれも膨大な被害に上っていることがわかるとともに、東南アジアに注目すると、マレーシアへの輸出が、差止点数順でみると第2位となっており、1件あたりの差止点数順でみると第1位となっているなど、東南アジアへの模倣品輸出の被害も大きいことがわかる。

【仕向地一覧】

順位	仕向地	差止件数	差止点数	差止品価値総額(RMB)
1	アメリカ	7,222	15,944,116	22,834,567
2	ドイツ	2,731	453,940	6,437,878
3	イギリス	1,861	2,676,999	5,358,477
4	日本	1,631	178,741	4,518,804
5	フランス	988	9,873,519	7,017,696
6	オーストラリア	694	240,225	4,038,419
7	香港	605	506,006	6,428,074
8	カナダ	483	60,350	1,575,766
9	韓国	430	133,481	3,556,290
10	ロシア	425	717,342	6,433,569
11	スペイン	405	9,648,773	4,656,712
12	ポーランド	390	24,526	522,548
13	マカオ	379	31,562	2,808,666
14	オランダ	193	20,359	719,894
15	ブラジル	165	195,788	28,430,583
16	イラン	107	1,177,428	10,604,352
17	アラブ首長国連邦	104	6,293,996	15,168,699
18	台湾	89	9,467	1,005,817
19	インド	87	4,792,695	8,691,020
20	マレーシア	85	12,544,301	9,253,158

(出典：2010年中國税關統計)

【地域別の1件あたりの通関点数】



(出典：2010年中国税関統計)

国、地域別の1件あたりの差止点数（出典：2010年中国税関統計）

国、地域	差止点数（点）
マレーシア	147,580
アラブ首長国連邦	60,519
インド	55,088
スペイン	23,824
イラン	11,004
フランス	9,993
アメリカ	2,208
ロシア	1,688
イギリス	1,438
ブラジル	1,187
香港	836
オーストラリア	346
韓国	310

ドイツ	166
カナダ	125
日本	110
台湾	106
オランダ	105
マカオ	83
ポーランド	63

輸出される模倣品の製品種類、また、被侵害権利態様も多岐にわたっており、あらゆるジャンルにおいて、また、商標の模倣のみならず、専利を模倣した製品についても、世界各国に輸出されてしまっているのが現状である。

【差止製品一覧】

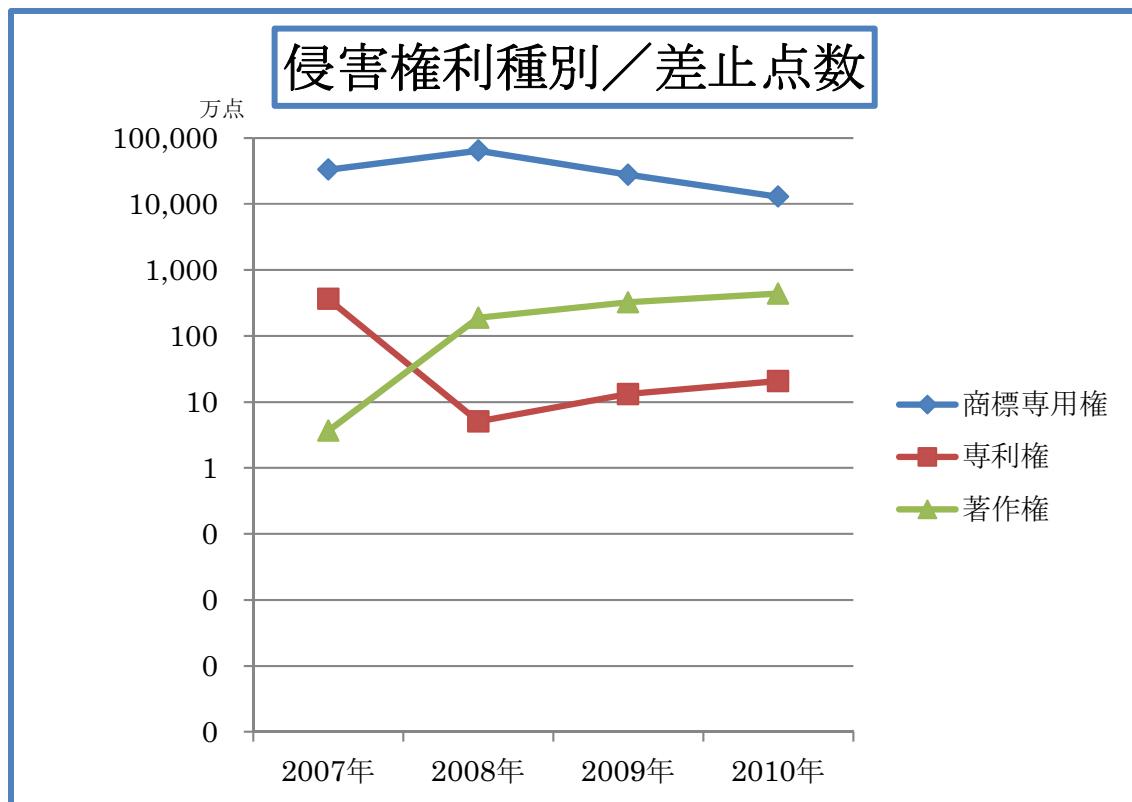
商品数量単位：点

価値単位：人民元

商品種別	商品数量	比率	価値	比率
煙草	75,893,955	56.81%	32,376,579	11.68%
靴類	2,373,982	1.78%	29,073,369	10.49%
その他電機製品	4,938,573	3.70%	28,430,847	10.26%
アパレル	1,785,583	1.34%	28,030,030	10.11%
通信設備	657,257	0.49%	27,766,510	10.02%
金属・機械	9,620,190	7.20%	27,031,090	9.75%
その他軽工業製品	5,514,473	4.13%	19,320,571	6.97%
化粧品・ケア用品	5,119,547	3.83%	12,150,499	4.38%
鞄及び皮革製品	449,167	0.34%	10,763,368	3.88%
時計	93,258	0.07%	7,505,589	2.71%
スポーツ器具	215,349	0.16%	6,783,520	2.45%
自動車・二輪車	614,304	0.46%	6,366,606	2.30%
記憶媒体	159,656	0.12%	3,623,638	1.31%
玩具・ゲーム	328,298	0.25%	2,451,123	0.88%
帽子類	246,910	0.18%	2,040,237	0.74%
食品・飲料	529,535	0.40%	1,388,363	0.50%
薬品	2,040,274	1.53%	1,227,812	0.44%
宝石・貴金属	106,903	0.08%	1,044,323	0.38%
医療器械	30,381	0.02%	47,100	0.02%
その他	22,881,974	17.13%	29,732,142	10.73%

(出典：2010年中国税関統計)

【税関差止統計（権利別差止件数）】



(2006年～2010年／税関総署統計)

(2) 中国外における模倣品被害

本件調査対象となっている東南アジア諸国において、主に確認されている模倣品の種類は、以下のとおり多岐にわたっており、ありとあらゆる模倣品が出回ってしまっているが、前述のとおり、中国において大量の模倣品が差し止められており、東南アジア向けの差止案件も少なくないことに鑑みれば、下記、模倣品被害の主たる源流が中国であることは想像に難くない。

フィリピン	ベトナム	タイ	マレーシア	シンガポール	インドネシア
映像・音楽媒体、ソフトウェア、医薬品、化粧品、電子製品、靴、スポーツ用品・スポーツウェア、鞄、時計、ブランドTシャツ・ズボン・下着 中国からの輸入衣類	映像・音楽媒体、ソフトウェア、医薬品、化粧品、電子製品、靴、スポーツ用品・スポーツウェア、鞄・皮革製品、自動車部品、電化製品、時計、ブランドTシャツ・ズボン・下着中国からの輸入衣類	自動車部品、電池、DVD、中国製工業製品	中国製電子部品、製薬、衣類、化粧品、贅沢品	携帯電話・付属品、音楽・映画ダウンロード、ソフトウェア、フアッショング製品・衣類、キャラクターグッズ	衣類、ソフトウェア、化粧品、DVD、CD、電子部品、国内製造品・中国からの輸入品

(出典：JETRO「アセアン・インド知財保護ハンドブック」)

- ・巧妙化例①（国際分業）

近時、中国より模倣品の材料を仕入れ、中国外にて模倣品の完成品を組み立てる国際分業の例も増えてきており、模倣対策を検討する上で、グローバルな視点が必要となってきている。

この点につき、一部の具体例を紹介する。

事例1

プリント布地の模倣品を輸出する際、製品とラベルを分けて、輸出しようとした、通関手続きの際に商標権侵害が発覚した事例。具体的には、写真のように、製品本体である布地にラベル（商標）を付さない状態で、製品と、ラベルを別々に用意し、これを、それぞれ梱包して発送するものである。

関連 URL:

<http://qdtb.mofcom.gov.cn/aarticle/shangwxw/duiwmy/200703/20070304447360.html>



事例2

ラベルのみが旅行者のハンドキャリーにより輸出されようとし、通関に差し止められた事例。



(通関差止めの写真①)



(通関差止めの写真②)

関連 URL:

http://www.btv.org/btvindex/xw/content/2011-12/14/content_3697722.htm

これらの事例は国際的な分業化が推定される事例であり、このような模倣品輸出行為への対応は、国内外を視野に入れて行われることが必要と考えられる。

・巧妙化例②（ウェブサイトの閲覧制限）

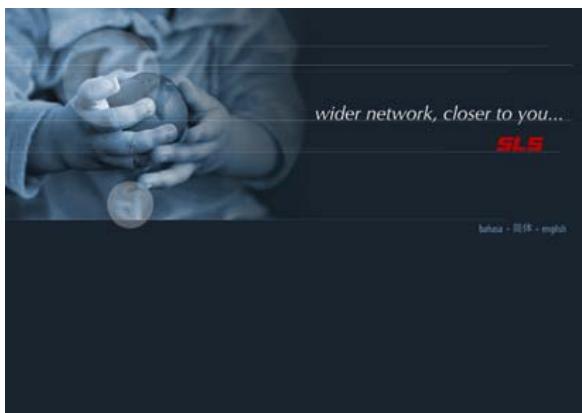
中国内に拠点を置き、模倣品販売のためのウェブサイト A を創設し、海外からのアクセスを待ち、アクセス者から注文を受けて、模倣品を輸出する場合に、中国内において調査や摘発を受けないよう、中国内から同ウェブサイトへアクセスした場合には、何ら問題ない正規代理店のウェブサイト B 等に自動でジャンプするような仕組みを取り、巧妙に模倣品輸出ビジネスを営む業者も存在する。

このような事例の場合、言うまでもないが、特殊なソフト等を利用して、自動でジャンプした先のウェブサイト B ではなく、真に模倣品輸出に用いられるウェブサイト A の主体を突き止め、摘発等の対応を取る必要がある。

【ウェブサイトの閲覧制限例】

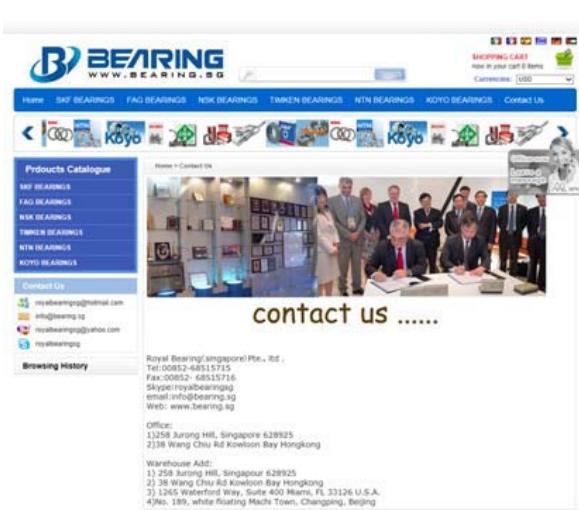
関連URL：<http://www.bearing.sgl>

● 中国からアクセスする場合



正規代理店

● 中国外からアクセスする場合



対象業者

2. 中国製模倣品の中国外への拡散事案への対策概要

(1) 総論

中国で製造され中国から中国外へ流出する模倣品への対応としては、主として、以下が考えられ、これらはいずれも重要な手段となると思われる。

- ① 中国国内での対応
- ② 流出先での対応
- ③ これらを連動した対応

この点、①については、税関差止、及び模倣品を製造、輸出する業者の摘発が考えられ、②については、流出した先の国における諸制度に即して、警告状送付、摘発、民事訴訟等の対応が考えられる。

また、③については、本調査事業のように、中国の模倣品差止情報を前提に流出先国の輸入業者を特定し、同業者を調査し、摘発等の対応を取ったり、逆に、流出先国において、例えば、税関で模倣品が差し止められ、同模倣品の輸出地が中国であることが疑われる手がかりがある場合に、中国における模倣品輸出業者を辿って摘発等の対応をとったりすることが挙げられる。以下、詳述する。

(2) 中国国内での模倣品輸出行為への対策

考えられる対策、対応策等は、(2-1) 税関差止、(2-2) 税関差止めにおける実務上の留意点、(2-3) 真正品差止の防止、(2-4) インターネット上の模倣品輸出行為への対応、(2-5) 輸出業者の摘発、(2-6) 税関差止からの上流業者対応が挙げられる。

(2-1) 税関差止

税關における模倣品の差止めには、大別して 2 通りのルートがある。一つは、①権利者の申請を契機とする差止めであり¹、もう一つは、②税關の職權による通關中止措置を契機

¹ 知的財産権の権利者は、権利侵害の疑いがある貨物が輸出入されようとしていることを発見した場合、貨物の出入地の税關に権利侵害疑義貨物の差押えを申請することができる（中華人民共和国知識産權海關保護条例 12 条）。

とする差止めである²。

差止められるケースのほとんどは、②の職権による通関中止措置を契機とする差止めであり³、これをいかにうまく実現するかが肝要であるが、この職権による通関中止措置がなされるためには、まず、権利者において、自身の有する知的財産権を税関に登録することが必須である⁴。逆にいえば、登録がなされない限り、職権で通関中止措置がなされることはなく、模倣品輸出業者は、自由に模倣品を輸出できてしまうことになる。他方、税関登録がなされていれば、それだけで、模倣業者にとって、差し止められるリスクとなり、これを回避するための後述の巧妙化した手口を用いる等、模倣品輸出に手間や、コストがかかる状態となり、これらの点から、税関登録は、模倣品の海外流出抑制の第一歩といえる。



(港湾の写真)



(港湾の写真)



(コンテナ内部の写真)

² 税関は、輸出入貨物に届出された知的財産権を侵害する疑いがあることを発見した場合、書面により知的財産権の権利者に通知しなければならない（中華人民共和国知識産権海關保護条例 16 条）。

³ 権利者からの申請により差止めがなされる割合は数%に過ぎず、税関の職権による通関中止措置を契機とした差止めがほとんどを占めるといわれている。

⁴ 職権差止めには登録が必要とされるが（中華人民共和国知識産権海關保護条例 16 条）、申請による差止めにはこれが必要とされていない（同条例 12 条）

【税関登録画面（権利登録画面）】

中华人民共和国海关总署
General Administration of Customs of China

知识产权海关
Recordation of Intel

添加新的备案申请

申请人名称/姓名：
[Redacted]

(请点击+核对申请人注册信息。如果有误，请修改注册信息)

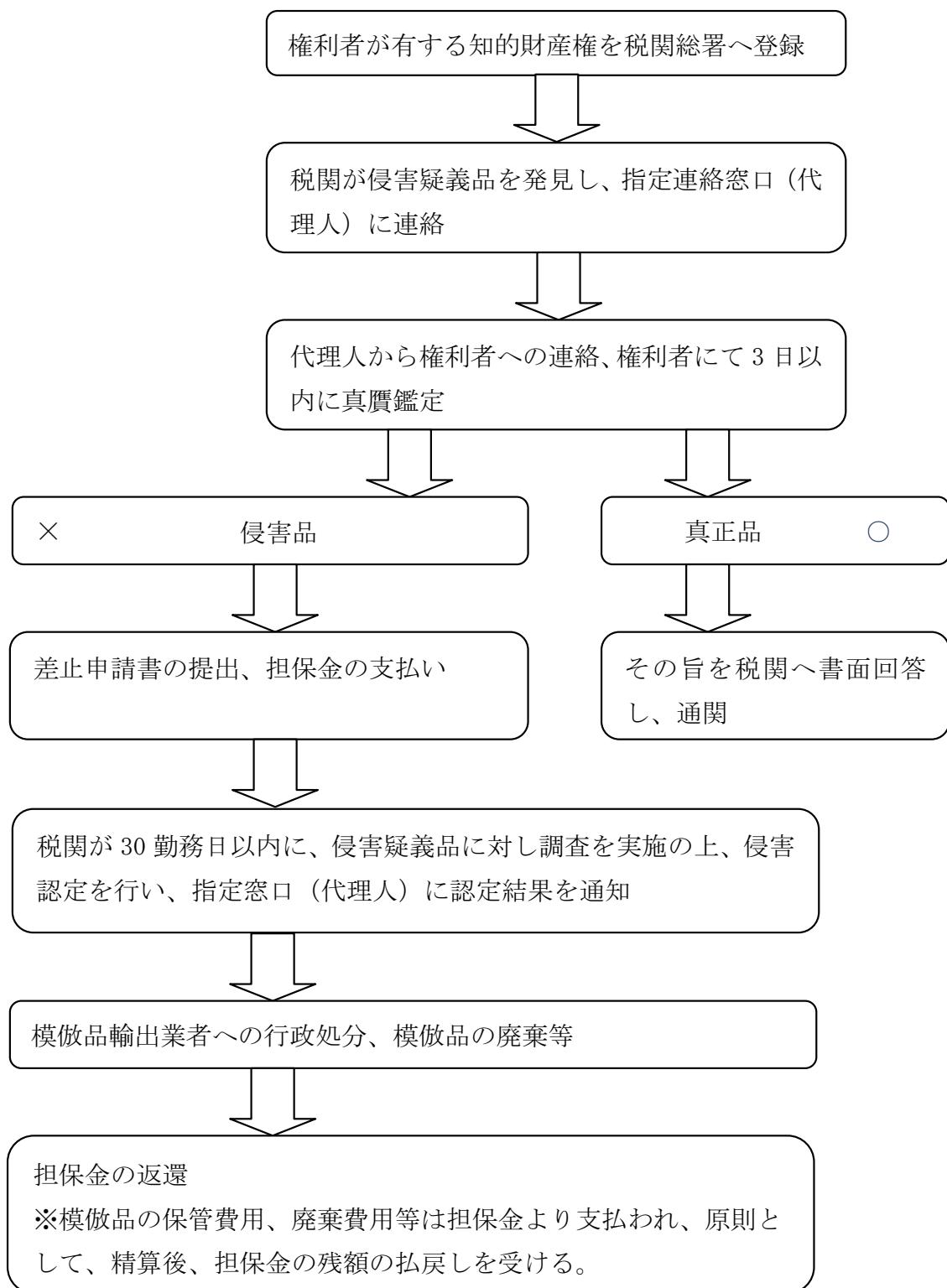
填写备案申请信息：

备案权利类别：商标专用权
[Redacted]
* 商标名称
[Redacted]
* 注册机关
[Redacted]
* 商标注册号
[Redacted]
* 商品分类
[Redacted]
* 核定使用商品
[Redacted]
* 权利生效日期
[Redacted] 选择日期 *
[Redacted] 选择日期 *

(税関総署ウェブサイト)

- 备案权利类别（登録権利種別）：登録する権利を選択
- 商标名称：商標名称を記載
- 商品分类（商品分類）：商標の分類を記載
- 核定使用商品（指定商品）：差止めを求める指定商品名称を記載
- 権利生效日期（権利発生日）：登録対象知的財産権の権利発生日を記載
- 権利截止日期（権利終了日）：登録対象知的財産権の権利終了日を記載

【模倣品が税関において差止められるまでの流れ】



前述のとおり、税関において模倣品を差し止めるためには、①税関からの連絡受領後 3 営業日以内に差止申請をする必要⁵、②差止申請をするにあたり、模倣品差止に要する倉庫費用、処分費用等を担保するための担保金を納付する必要⁶がある。この点、①について、都度、連絡を受けた税関へ自ら赴いて真贋鑑定する必要があると思われるため、対応できない、あるいは、専門部署、担当を設置しなければ、対応しようがない、また、②について、担保金の支払について、社内決裁が 3 営業日以内に終えられないため、差止申請ができない等の理由から、登録に対して、慎重なスタンスの企業が散見されるが、いずれも誤解等あるおそれがあり、すべて解決しうる課題であるため、積極的に税関登録をなすべきものと思われる。

（2－2）税関差止めにおける実務上の留意点

（i）代理会社の選定

日本企業が権利者である場合、税関における知的財産権保護制度を利用するには、中国の代理会社（専門の代理会社、中国現地法人等）を選定する必要がある⁷。

この点、商標登録に関する事項ということで、税関代理の特殊性を踏まえず、中国において商標出願を依頼した商標代理事務所に、そのまま税関代理人も任せられるケースが実務上、よく見られるが、商標代理と税関代理では、求められる体制、知識も大きく異なるため、同商標代理事務所が税関代理事務所としての適格であるか、慎重に吟味すべきである。特に、前述のとおり、税関代理人の大きな役割の一つとして、税関から受領した写真に不足がある場合に、直ちに写真を撮りに行き、3 日以内という厳格な法定期限内に対応できるようになることが重要な役割となるが、これを確実に実現できるだけの体制（広い中国において、突然の税関の連絡に応じて、すぐ人に派遣できる体制等）が必要であるので、この点は十分に確認する必要がある。また、この点、商標代理事務所が、写真を撮影する場合に模倣対策の専門調査会社に都度、外部委託するパターンもあるが、この場合、目前で体制を有している代理会社に比して、一般に、費用が高額になることが多い点も注意が必要である。さらに、後述のとおり、差し止められた案件を契機に、対象模倣品を輸出した

⁵ 「知的財産権の権利者は通知送達の日より 3 営業日以内に…申請を提出」した場合に、税関は権利侵害疑義貨物を差し押さえることとされている（中華人民共和国知識産権海關保護条例 16 条）。

⁶ 「知的財産権の権利者は通知送達の日より 3 営業日以内に…担保金を提供した場合」に、税関は権利侵害疑義貨物を差し押さえることとされている（中華人民共和国知識産権海關保護条例 16 条）。

⁷ 「国外の知的財産権権利者はその国内に設立した組織より申請を提出し、あるいは国内の代理人に委任して申請を提出」するものとされている（中華人民共和国知識産権海關保護条例実施弁法 2 条）。

業者、その模倣品を製造して輸出業者に提供した大元の業者を辿り、これに対して、調査、摘発、訴訟等の対応をとることが有益であるので、これが実現できる体制、スキルを有しているか、という点についても、併せて、確認するべきである。

(ii) 差止め率の向上

前述のとおり、税関の職権により差止めがなされるためには、まずは、税関に、自身の有する知的財産権を登録する必要がある。他方で、この登録をしておけば、それだけで税関が積極的に差止めを実施してくれるというわけではない。すなわち、日本企業のみならず、世界中の中国進出企業がそれぞれの権利を税関登録しているのであり、人的資源に限りのある税関は、これら全てについて、100%差止めを実施することはできず、差止めがしやすいブランド、製品を優先的に差し止めているのが現状である。

(iii) 税関への情報提供

そもそも、税関は、いかにスムーズに輸出入品を通関させるか、いかに流通を止めないか、がその主たる職責であり、差止めはこれに逆行するものであるため、税関は、税関独自のインテリジェンス・システムを通じて、模倣品である蓋然性が高いと判断できる貨物を慎重に判断の上、差し止めるか否かを決定している。そのため、多くの模倣品を差し止めてほしい権利者としては、税関に対し、模倣品である蓋然性が高いと判断できるに足りる十分な情報をあらかじめ提供することが極めて重要であり、これによりはじめて、模倣品の差止め率が向上する。

例えば、以下のような情報を提供すると、経験上、税関における差止め率の向上につながると思料される⁸。

(iii-1) 真正品に係る情報

(iii-1-1) 輸出ルート

- ・正品は特定の会社からのみ輸出される
- ・正品は特定の港からのみ輸出される 等

(iii-1-2) 輸出方法に関する特徴

⁸ この点については、経済産業省委託事業において、「模倣品の国際流通にかかる実態調査～模倣品ベアリングの事例～」がなされており、2013年3月、これに関する報告書が日本貿易振興機構上海事務所知識産権部より発行されているため、本報告書の「(iii) 税関への情報提供」の部分（19～20頁）については、同報告書より抜粋する。

http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/pdf/report_201303_05.pdf

- ・真正品はコンテナを用いては輸出しない
- ・真正品を他ブランドの製品と同一のコンテナで輸出することはない
- ・真正品を他の種類の製品と同一のコンテナで輸出することはない 等

(iii-1-3) 貨物に関する特徴

- ・真正品特有の梱包上の印字
- ・真正品特有の製品コード等
- ・真正品特有の体積、重量、数量等 等

(iii-2) 模倣品に係る情報

- ・模倣品が多く発見される国（かかる国を仕向地とするものは模倣品である可能性が相対的に高いと判断できる）
- ・これまで模倣品の差止め対象となった業者の一覧（いわゆる「ブラックリスト」）
- ・中国国内での模倣品流通、摘発状況（税関は、水際の事情に精通しているが、国内での模倣品流通の事情に対しては、必ずしも精通しておらず、）
- ・海外税関における差押事例（欧米等における貨物輸入の際の申告情報は比較的詳細かつ正確であるため有用である）

模倣品であるとの蓋然性の判断のサポートとなり、差止めに踏み切ることができやすくなるため、これらの情報を日常的に収集、取りまとめた上、税関に定期的に提供することが有益である。こうした情報は、前述の税関登録画面からインターネット経由で、いつでも自由に入力することができ、また、ある程度、対象税関が絞られる場合には、後述の税関セミナー等を通じて、情報提供することも可能である。

(IV) 税関セミナーの開催

税関職員と直接、意見交換が実施できる、税関セミナーの開催も有益である。税関セミナーは、税関からの呼びかけに応じて参加するケースや、税関代理人を通じて権利者の方から税関に申入れをなし、開催するケースがある。

税関セミナーの目的は、税関に前述したような情報を提供するのみならず、税関が把握している問題点を共有する点、税関へ表敬の意を伝える点にもある。実務上、税関職員は、自身が強く認識、記憶しているブランドの模倣品について、相対的に多くの差止めを実施

するという側面も否定できないため、かかる表敬の意を伝えて、同税関職員に好印象を持ってもらうことで、差止率が飛躍的に向上するケースも少なくない。

【税関セミナー実施例】



(2-3) 真正品差止めの防止

前述のとおり、税関も模倣品である蓋然性が高い貨物を差し止めるよう努め、実際に多くの模倣品が差し止められているが、反面、近年、正品が間違って差し止められることが多いのも実情である。正品が差し止められると権利者への悪影響も大きいので、権利者としても、税関をサポートして、正品が差し止められることがないように対応を取る必要がある。具体的には、類型的に正品である可能性が高いと思料される貨物が差止対象から除外されるよう、これを基礎付ける事実を税関側に提供することが肝要であるが、こうした点を中心に、以下の方法により正品の差止めを回避できる。

(i) ホワイトリスト

「ホワイトリスト」とは、権利者の子会社、製造委託先、代理店等の合法使用者のリスト、及びこれらの対象情報そのものを指すが、この情報を税関登録画面を通じて登録しておけば、税関は、これらの業者が通関しようとする場合、無条件で、差止めを行うことなく貨物を通関させるので、これらの事業者が製造・輸出する正品を通関させる際の確実な手法と言える。

この点、一度ホワイトリストに掲載してしまうと、かかる業者は、無条件に貨物を通関させることができ、万一、同人が模倣品を通関させる場合にも、なんら障害なくこれを通関させることができてしまうため、一般に、子会社以外の製造委託先や代理店等については、慎重に検討するべきである。他方で、かかるホワイトリストの管理は、インターネット上の管理画面で日常的に更新、変更等でき、例えば、被許諾者が、許諾期間を過ぎても

権利使用を継続したり、万一、模倣品を通関させたことが発覚したりした場合、直ちにホワイトリストから削除することも可能であるため、かかるリスクをおそれて全くこれを活用しないということは妥当でなく、真正品の差止頻度、被許諾者の信用度等を総合的に勘案して、常に、積極的な活用を検討するべきである。

(ii) 授権書

輸出業者の通関が止められた後、税関内部における差押手続がある関係で、止められた事実が権利者に通知がなされるまでに時間がかかる（実務上、1ヶ月程度かかるケースも多い）。そのため、この間に、輸出業者が真正品の取扱業者である場合、貨物の合法性に関して税関に対し十分に立証できれば、税関から権利者への通関中止の通知を待たずに、税関が貨物を通関させることができる⁹。そのため、真正品を速やかに通関させるべく、この立証へ協力するため、権利者から真正品取扱業者に授権書を発行する等の対応を取ることが考えられる。もっとも、この場合、授権書の濫用に留意する必要があるほか、模倣品を差し止められた業者が、偽の授権書を作成し、模倣品を通關させようとするケースも散見されていることから、これらの偽授権書と区別できるよう特定性の高い授権書¹⁰を作成する必要がある点、留意する必要がある。また、このような場合に備え、事前に、真正品取扱業者に、授権書を交付しておくことも考えられるが、授権書が偽造される例も多いことから、税関は、この点の一事をもって通關させるケースは多くなく、効果は、限定的である。

⁹ 荷受人または荷送人が十分な証拠を提出し、その貨物が権利者の知的財産権を侵害しないことを証明したと税関が認めた場合、税関は貨物を通關させなければならない（中華人民共和国知識産權海關保護条例 24 条 4 号）。

¹⁰ 具体的には、対象製品の種別、型番、数量や、同製品に付された商標のみならず、さらに具体的にコンテナ番号等まで記載した具体的な内容に踏み込んだ特定性の強い授権書を作成すべきである。

【ホワイトリスト登録例】

The screenshot shows a web interface for customs declarations. On the left, there is a sidebar with various menu items in Chinese, including '申请人名称/姓名' (Applicant Name), '申请人名称列表' (List of Applicant Names), '查询申请人信息' (Query Applicant Information), '申报单据信息' (Declaration Document Information), '修改状态' (Modify Status), '进出口税则(保留登录信息)' (Import/Export Tariff (Keep Login Information)), and '进出口税则(不保留登录信息)' (Import/Export Tariff (Do Not Keep Login Information)). The main area is titled '合法使用人' (Legal User). It contains two sets of input fields for '合法使用人1' (Legal User 1) and '合法使用人2' (Legal User 2). Each set includes fields for '使用人名称' (User Name), '商品名称' (Product Name), and '备注' (Remarks). Below each set is a button labeled '删除此合法使用人' (Delete this Legal User). A note at the bottom right of the form area states '(需要向海关说明的其它情况)' (Other circumstances that need to be explained to customs).

(税関総署ウェブサイト)

- 使用人名称：権利者の子会社、製造委託先、代理店等の合法使用者名を記載
- 商品名称：合法使用者の取り扱う真正品の商品名称を記載
- 备注（付注）：その他特記事項を記載
- 合法使用人2：次の合法使用者を同様に記載¹¹

¹¹ ホワイトリストに登録できる業者数に制限はない。

(2-4) インターネット上の模倣品輸出行為への対応

中国においては、商取引サイトが多く存在し、模倣品の輸出にもこれが多く利用されているが、特に、海外との取引に利用されているサイトは、アリババ国際 (<http://www.alibaba.com/>) である。同サイトは、英語でやり取りされており、中国内の販売業者が、海外からの注文を受ける際の、重要なツールとなっている。

【中国における主要商取引サイト】

B to B サイト	直接運営型 B to C サイト	プラットホーム型 B to C サイト	C to C サイト
 阿里巴巴 アリババ	 joyo卓越 amazon.cn 卓越アマゾン	 Tmall.com タオバオ商城	 淘宝网 タオバオ
 慧聰網 三百六十行・行走在慧聰 慧聰ネット	 京東商城 京東商城	 当当网 当当ネット	 拍拍 拍拍ネット
	 newegg.com.cn 新蛋 新蛋ネット	 QQ商城 QQ 商城	 易趣 right now on eBay 易趣ネット

【アリババ国際トップページ】



The screenshot shows the main page of Alibaba.com. At the top, there are links for 'Join Free' and 'Sign In'. A navigation bar includes 'Buy', 'Sell', 'Community', 'My Alibaba', 'Messages', and 'Help'. The main header features the 'Alibaba.com' logo with the tagline 'Global leader in e-commerce for small businesses'. Below the header, there's a search bar with the placeholder 'Please input a keyword' and a 'Search' button. To the right of the search bar are links for 'For Buyers' and 'For Suppliers', followed by sections for 'Our Sourcing Services' and 'Quick Guide | Join Free'. Promotional banners include 'Welcome to Alibaba.com', 'Shoes for Every Occasion', 'Custom Shoes from Established Suppliers', and 'Wholesale Checkout'. A sidebar on the left lists various product categories such as Agriculture, Apparel, Automobiles & Motorcycles, Beauty & Personal Care, Chemicals, Computers, Construction & Real Estate, Consumer Electronics, Electronic Components, Electrical Equipment, Energy, Fashion Accessories, Food & Beverage, Furniture, Gifts & Crafts, Health & Medical, Home Appliances, Home & Garden, Lights & Lighting, Machinery, Mechanical Parts, Office & School Supplies, Tablet PC, Jewelry, Mobile Phone Case, Men's Jackets, and Cooking Tools. Each category has a corresponding image and a brief description.

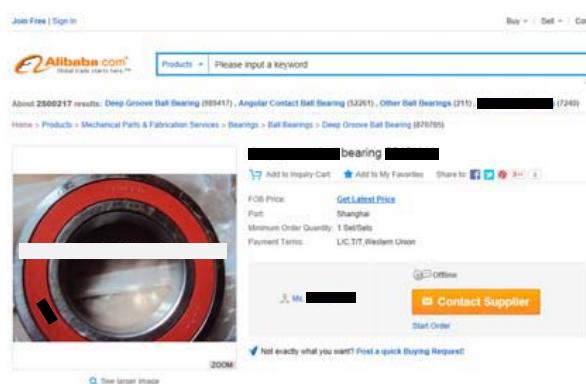
(<http://www.alibaba.com/>)

同サイト上では、中国の模倣品輸出業者が多数模倣品を出品しており、多くの海外のバイヤーから同サイトを通じて注文を受け、模倣品を海外に輸出している。

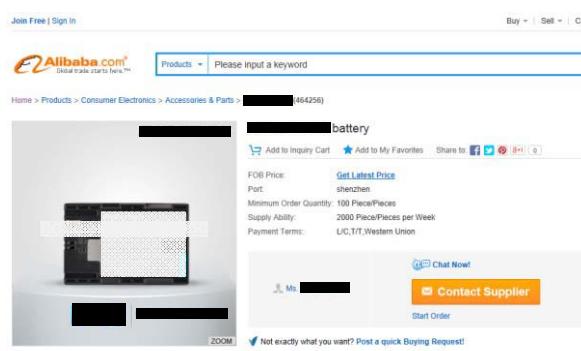
したがって、このような模倣品を販売する URL については、アリババ運営者へ削除するよう（第三者からの閲覧が不可能となる措置を講じるよう）を要請し、模倣品の輸出に関する受発注源を断ち切ることが有用である。

【アリババ国際における出品例】

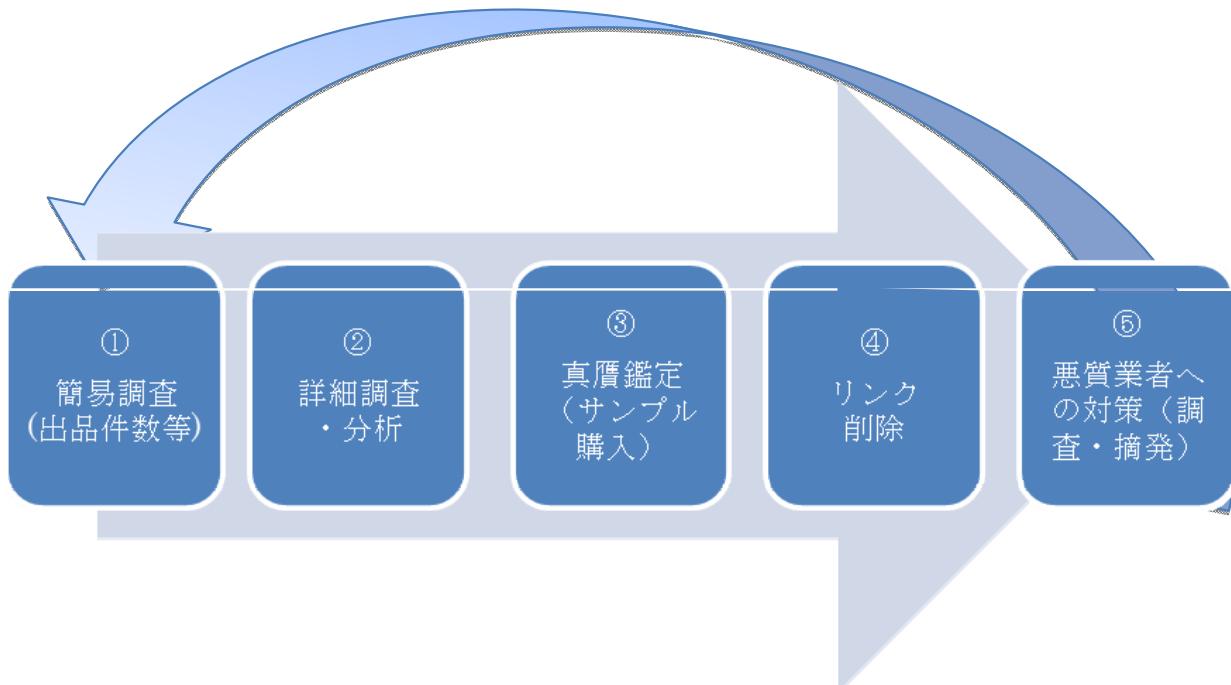
国内ペアリングメーカー製品の 模倣品の疑義がある商品



国内電気機械メーカー製品の 模倣品の疑義がある商品



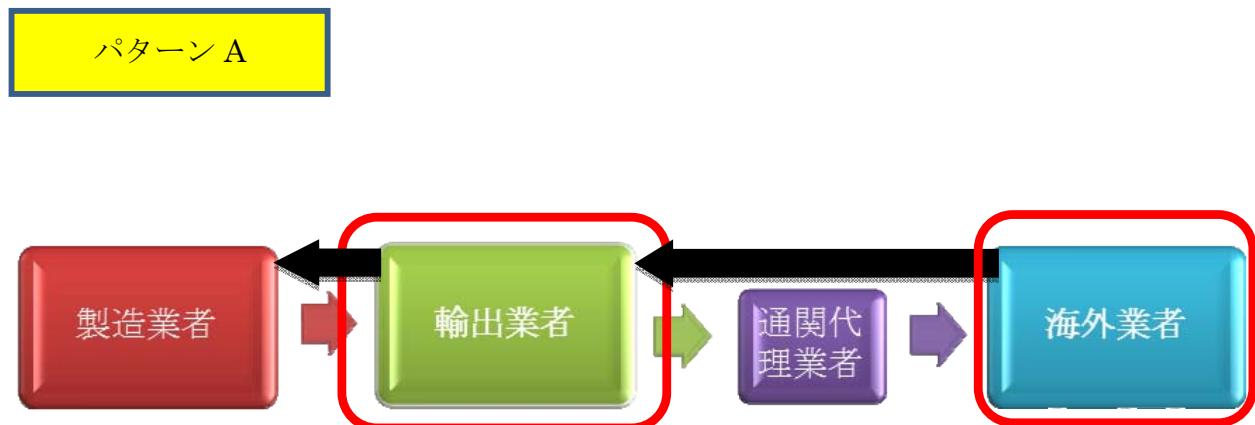
もっとも、アリババへの出品は、比較的容易に出品可能であることから、インターネット上の模倣行為が繰り返されてしまうことも少なくなく、一度、上記削除対応を取っただけでは、抜本的解決が測れないケースも少なくない。そのため、継続した対応が必要となり得る点に留意が必要である。



(2-5) 輸出業者の摘発

模倣品輸出においては、輸出業者が模倣品の発注者としての役割を果たしていることも多く、具体的には、模倣品輸出を行う輸出業者は、インターネット等より海外から模倣品の受注を受けた後、付き合いのある製造業者に模倣品の製造を委託し（もしくは、自ら模倣品を製造し）、同業者より所定数量の模倣品を税関付近の自身の保管倉庫に納品させ、納品後直ちに通関申告手続を行い、速やかに模倣品を輸出しているケースが少なくない。

【模倣品輸出の流れ】



- 輸出業者が海外より受注を受け、平素より取引のある製造業者へ模倣品製造を委託
- 製造業者は常時模倣品を製造する者ではなく、受注を受けたときのみ模倣品を製造

- 製造業者は模倣品製造後、輸出業者が税関付近に有する倉庫へ模倣品を納品
- 納品後、輸出業者は、通関代理業者を通じて自ら模倣品を輸出

パターンB



- 輸出権を有する製造業者が、海外より受注を受け、かつ、自ら模倣品を製造
- 模倣品製造後、通関代理業者を通じて自ら模倣品を輸出

パターンC



- 製造業者が、海外より受注を受け、自ら模倣品を製造
- 模倣品製造後、輸出権を有する輸出業者へ輸出を委託
- 輸出業者は、通關代理業者を通じて模倣品を輸出

上記パターンのうち、パターンAの例も少なくなく、この場合、製造業者を摘発したとしても、輸出業者は、他の製造業者へ発注先を変更する等して、容易に、模倣品輸出行為を継続することができ得、そのため、製造業者のみならず、輸出業者に対しても、抑止力のある対応を取るべき必要性は高い。

具体的には、税関差止後に、輸出業者に対し損害賠償を訴求することや、税関差止案件について、可能な場合には、刑事移送を求め、可能な限り刑事罰を科すこと等が考えられる。特に、前者について、税関差止の場合、税関内に、差止に関する証拠資料、すなわち、商標権侵害行為に関する証拠資料があり、相対的に、立証が容易であることから、積極的に損害賠償の訴求を検討してよいと思われる。

「通関申告書（报关单）」

2-22

中华人民共和国海关出口货物报关单

报关单编号:		海关编号:	
出口口岸	备案号	出口日期	申报日期
经营单位	运输方式	运输工具名称	提运单号
发货单位	贸易方式	征免性质	出境方式
许可证号	进料地(境)	指运港	出境货源地
批文文号	成交方式	运费	保费
合同协议号	件数	包装种类	毛重(公斤)
集装箱号	运输单据		净重(公斤)
标记唛码及备注			
报关单商品编号	商品名称	规格型号	数量及单位
		或填自卸国/地区	
		总值	币制
税费栏数据项			
报关员	报关单位	进出口明以上单据无讹并承担法律责任	海关审单批注及放行日期(签章)
盖章	盖章	审单	审价
单位地址	电话	经办	统计
邮箱	电传	签收	放行
填制日期			

- 税関の差止や処罰に関する通知書の中でも、通関業者に関する情報を得ることはできない。
- しかし、通関のみを行う業者が、模倣ネットワークの首謀者である例は極めてまれ。
- 通関業者は、貨物の通関時に左表の最下段に、自らの情報を記載。

「报关员」

通關代理業者に所属する、通關士資格所持者が記名、捺印をおこなう。

「申报单位」

通關代理資格を持つ業者が社印を捺印する。

このように、これまで模倣品製造業者が模倣品輸出のイニシアチブを取っており、同製造業者を突き止めてこれを食い止めることが重要と思われていたが、本件調査結果に鑑みると、模倣品製造業者は、輸出業者の委託を受けて模倣品を製造しており、委託がなければ模倣品を製造しない可能性もあって、他方、模倣品製造の委託者たる輸出業者の悪質性が高く、このような輸出業者に対し、何らかの抑止効果のある対策を実施する事ができれば効果的である。

具体的対応策については、例えば、輸出業者に対する損害賠償請求の是非、税関差止時における輸出業者への刑事訴追手続（税關からの刑事移送手續、権利者自らによる自訴手続）の是非のほか、本件調査結果を踏まえると、模倣品輸出に際していったん輸出業者管理下の倉庫に保管される模倣品の押収の是非等が検討できる。

(2-6) 税関差止からの上流業者対応¹²

税関差止対象は、市場内の摘発時よりも多量な模倣品の押収が期待でき、また海外への販路を有する模倣業者は類型的に害悪性が高いので、税関差止に係る「点」情報から、関連模倣業者、模倣品の流れに係る「線」情報へつなげて対策を取れば、費用対効果が高い模倣対策となることが多い。

「点」から「線」につなげる前提として、税関差止に係るフロー、関連事業者の概要、それぞれにおいてどのような情報が取得できるか、この情報をどのように活用できるかについて正しく、把握することが重要である。

この点、前述したとおり、侵害疑義品の差止めのフローの中で、権利者と税関との間で交信が発生するが、税関差止に関して税関より得られる主要な書類として、以下の3点が挙げられ、それぞれ、以下の情報を取得することができる。

(i) 知的財産権侵害状況通知書：

税関が知的財産権の侵害が疑われる物品を発見した場合、この通関を一時的に中止し、権利者に、真贋鑑定、差止申請の是非を確認するため、送付する書面（中華人民共和国知識産権海關保護条例 16条）。

(ii) 処理結果通知書：

税関が、権利侵害貨物の没収決定をした場合に、権利者に通知する書面（中華人民共和国知識産権海關保護条例実施弁法 30条）。

(iii) 処罰決定書：

税関が権利侵害貨物に関し、没収や罰金等の処罰を科し、処罰対象業者にこれを通知する書面（税関法 91条、税関行政処罰実施条例 25条）¹³。

上記各書面から、収集可能な情報は以下のとおりである。

¹² この点については、経済産業省委託事業において、「模倣品の国際流通にかかる実態調査～模倣品ベアリングの事例～」がなされており、2013年3月、これに関する報告書が日本貿易振興機構上海事務所知識産権部より発行されているため、本報告書の「(2-6) 税関差止からの上流業者対応」の部分(30~35頁)については、同報告書より抜粋する。

http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/pdf/report_201303_05.pdf

¹³ 法により権利者への開示が明記されている書面ではないが、税関によって、前述の「処理結果通知書」を交付したり、「処罰決定書」を交付したり、運用が統一されていないのが実務の現状である。

「知的財産権侵害状況通知書」より得られる情報例一覧	通関中止情報	①通関中止日
		②税関名
		③輸出入の別
		④必要担保金額
	模倣品情報	⑤業者名
		⑥製品名
		⑦数量
		⑧仕向地
		⑨使用商標

「処罰結果通知書」より得られる情報例一覧	通関中止情報	①通関中止日
		②税関名
		③輸出入の別
		④必要担保金額
	模倣品情報	⑤業者名
		⑥製品名
		⑦数量
		⑧仕向地
		⑨使用商標

「処罰決定書」より得られる情報例一覧	処理結果情報	①税關差止日
		②処理決定日
		③税關名
		④罰金額
	権利侵害者情報	⑤当事者名
		⑥製品名
		⑦数量
		⑧使用商標

【知的財産権侵害状況通知書例】

确认知识产权侵权状况通知书

株式会社：

上海洋山海关于近日查获 [REDACTED] 以一般贸易方式申报出口爱沙尼亚的 [REDACTED] 组件 13500 件，申报价值 13905 欧元，商品上标有 [REDACTED] 标识，涉嫌侵犯你单位在总署备案的知识产权。根据《中华人民共和国知识产权海关保护条例》第十六条之规定，请你司于本通知送达之日起三个工作日之内确认该批货物是否侵权并决定是否请求海关扣留货物。逾期，海关将放行有关货物。

根据《中华人民共和国知识产权海关保护条例》第十六条之规定，如你司确认该批货物侵权并请求海关扣留货物的，请于本通知送达之日起三个工作日之内，向海关提交价值人民币 60000 元的担保。逾期，海关将放行有关货物。

附：账户名：中华人民共和国上海海关

保证金帐号：31001505400055725673

开户银行：建行上海第五支行

联系电话：021—68891726、68891794

联系传真：021—68891728

联系地址：上海市陆家嘴西路 153 号 1713 室 邮编 200120



例えば、「知的財産権侵害状況通知書」から通関業者名を把握し、これについて、インターネット等から同業者の所在地を確認し、その後、同対象業者を調査した上、同業者による模倣品の製造・輸出の事実が判明して、行政摘発や訴訟等の対応を取れることもある。また、「処理結果通知書」や「処罰決定書」が発行される段階では、税関も事実関係の調査を完了して、模倣品を製造・輸出する業者を把握し、これを直接の処罰対象とすることもあり、これに対して、別途、行政摘発や訴訟等の対応を取ることも検討しうる。

以上のとおり、各種書面から有益な情報が取得できることも多いので、常に、「点」から「線」につなげることを意識して対応することを意識するべきである。

他方、全ての税関差止案件について、上記通知書記載情報から、全て、輸出業者、模倣品製造業者を辿って調査、対応することは、費用対効果の観点からも現実的ではない。

そのため、まずは、税関差止案件の中から、対応すべき案件を絞り込むことが考えられるが、本件調査結果を踏まえると、以下の点を分析し、その後の調査の是非を決定することが考えられる。

- ①模倣品輸出数量
- ②過去の模倣品輸出行為の有無
- ③現在の模倣品受発注行為の有無
- ④現在の模倣品取扱数量の多寡

※②については、平素より、税関差止案件について、ブラックリストを作成しておくことが肝要であり、この前提として、日頃から、例えば以下のように通関差止情報を集積し、統計可能なようにしておくことが有益である。

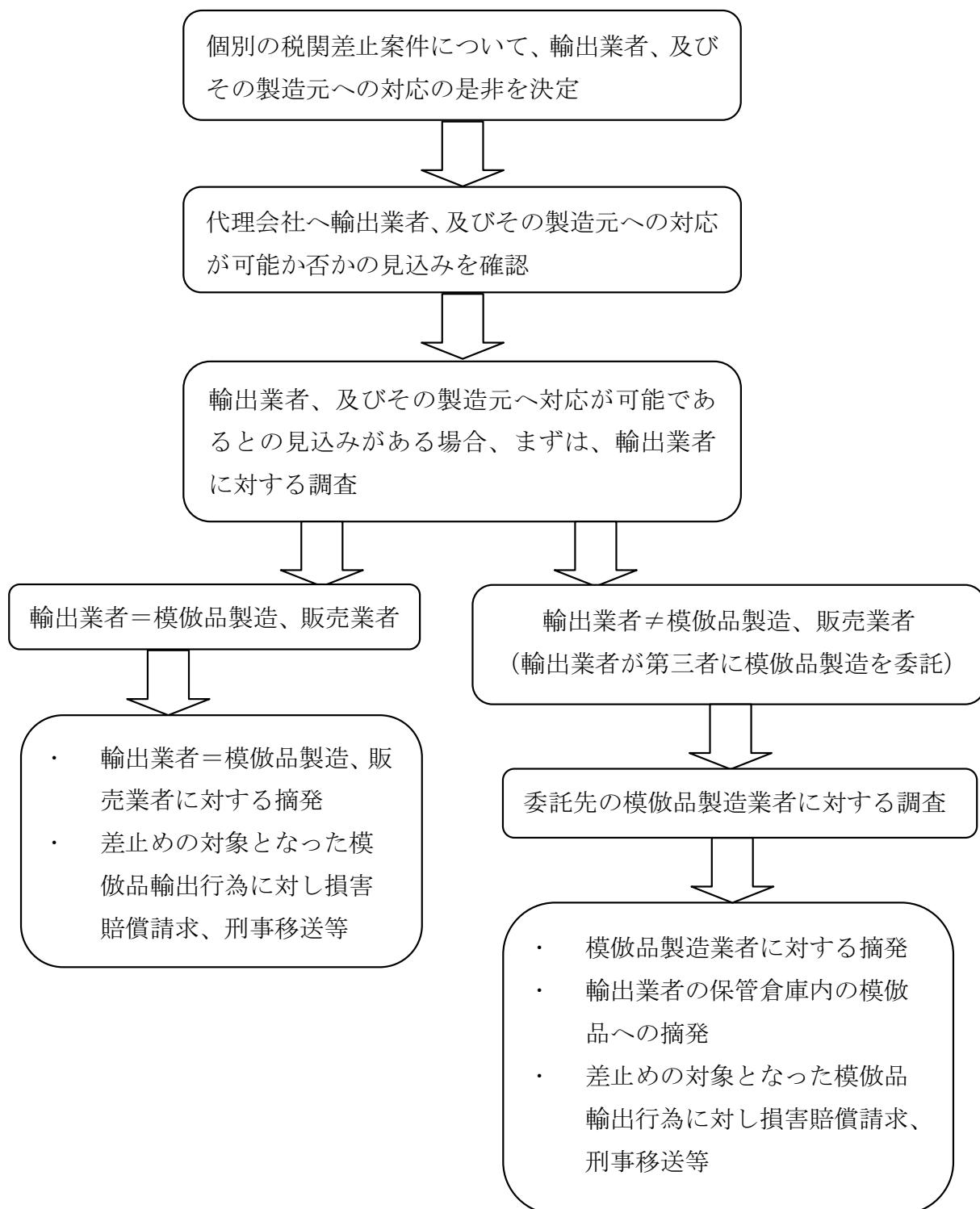
通關中止日	通知日	省	市	税關	対象商品	使用商標	数量	輸出入の別	輸入者情報			輸出者情報			担保金額(元)	真贋鑑定〆切日	真贋鑑定結果
									氏名	国	住所	氏名	国	住所			

※③④については、インターネット、電話聞取調査を経て、輸出業者が、現在もなお模倣品の受発注に応じているか等を確認することになると思われるが、これを権利者自ら行うことは容易ではなく、専門の代理会社に依頼することになる必要があり、税関代理人

が、これらの調査もあわせて行うことができれば、別途、調査を依頼する必要もなくなり、また、税関から差止通知を受領した後、速やかに上流への対応を取ることができるため、予めこのような税関代理人を選定しておくことが望ましい。

上記を踏まえ、上流業者を辿ることを決定した後は、輸出業者に対する調査を、専門の代理会社に依頼する必要があると思われるが、その後の対応は、調査結果を踏まえた対応まで含め、大要、以下のフロー図が考えられる。

【税関差止情報から輸出業者、製造業者への対応フロー】



(3) 仕向先国での模倣対策

仕向け先国に流注してしまった模倣品については、同国で対応するほかないが、例えば、本調査の対象となっている東南アジアにおける知財関連の状況を知る手段として、各国の知的財産権所轄官庁のウェブサイトへアクセスし、情報を収集することが考えられる。

【東南アジア各国知財関連所轄官庁一覧】

●フィリピン

貿易産業省 知的財産庁 (IPOPHL)
<http://www.ipophil.gov.ph/>

●ベトナム

科学技術省 国家知的財産権庁 (NOIP)
<http://www.noip.gov.vn/>

●タイ

商務省 知的財産局 (DIP)
<http://www.ipthailand.go.th/>

●マレーシア

国内取引・共同組合・消費者省 知的財産公社 (MyIPO)
<http://www.myipo.gov.my/>

●シンガポール

法務省 知的財産庁 (IPOS)
<http://www.ipos.gov.sg/>

●インドネシア

法務人権省 知的財産権総局 (DGIPR)
<http://www.dgip.go.id/>

また、各国の模倣対策の実務に精通する代理会社へ対応を委託することも考えられ、その場合、以下の様な各国それぞれの法に即した取り得る手段から、最適の手段を選択して対応することとなる。

【東南アジア各国救済手段一覧】

	フィリピン	ベトナム	タイ	マレーシア	シンガポール	インドネシア
特許権	行政、民事、刑事	行政、民事、刑事	民事、刑事	民事	民事	民事、刑事
意匠権	行政、民事、刑事	行政、民事、刑事	民事、刑事	民事	民事	民事、刑事
商標権	行政、民事、刑事	行政、民事、刑事	民事、刑事	民事、刑事	民事、刑事	民事、刑事
著作権	行政、民事、刑事	行政、民事、刑事	民事、刑事	民事、刑事	民事、刑事	民事、刑事

(4) 仕向先国の模倣業者からの中国上流業者対応

例えば、世界各国の税関で中国から輸出された模倣品が差し止まつたような場合において、かかる差止情報から、中国の輸出元を割り出し、これを辿って、同輸出元を調査し、摘発を実施する等の対応が考えられる。

この場合、中国外の知財侵害対応に精通し、かつ、中国内の知財侵害対応にも精通した代理会社等に委託して対応することが必要となると思われ、このように、グローバルな模倣対策について、ワンストップで対応できる体制を構築することが望ましい。

【ドバイ税関での差止から、中国の輸出元を辿る例】



三．中国製模倣品の中国外への拡散状況実態調査

1. 調査実施要領

具体的に、以下のステップを経て、調査を実施する。

●情報収集～調査対象の選定

Step 1 WG メンバーからの被害事例収集

WG メンバーより、以下の対象期間にて発生したと思われる、模倣被害事例を収集する。特に、東南アジア向けの税関差止があった場合、同事例は、原則的に、全て、収集するものとする。

対象期間：2012年1月1日～2013年7月末日

Step2 中国税関からのベアリング通関データ収集

別途、同対象期間を中心に、ベアリングの通関データを調査・取得し、同データより、模倣業者の通関案件と疑われる案件を抽出する。

Step3 調査対象候補の絞込み

上記①、②の結果、選定、抽出された案件を分析し、調査可能性がある案件を絞り込み、最低限10社の調査対象業者を絞り出す。

●調査対象業者の決定～詳細調査の実施

Step4 調査対象の決定

上記 10 社の海外模倣業者のうち、主要な 2 社を決定する。

Step5 詳細調査の実施

調査対象業者の海外への販売、輸出、海外拠点の製造の手口につき、その実態の詳細調査を実施する。

2. 情報収集～調査対象の選定 (*Step 1*～*Step 3*)

(1) 模倣被害事例の収集 (*Step 1*)

Step 1 WG メンバーからの被害事例収集

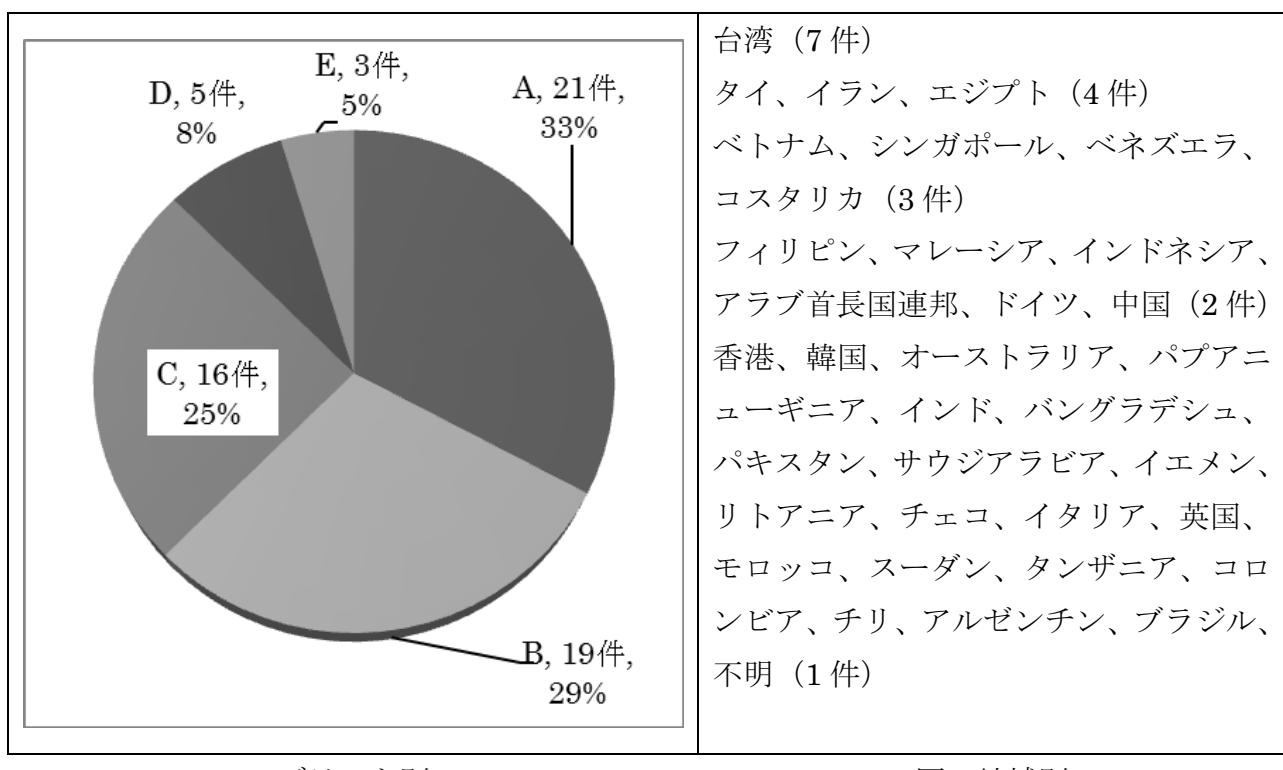
⇒

WG メンバーより 2012 年 1 月 1 日～2013 年 7 月末日までの間に発生した事例として、収集された事例の概要は以下のとおりである。

事例数：64 件

業者数：54 社

仕向地国数：35ヶ国 ※一部不明



上記のとおり、種々のブランドにつき、種々の国々へ模倣品が輸出されていることが確認されるが、このうち、本調査対象たる東南アジアにおける被害事例は以下の 14 事例である。

(東南アジア諸国を仕向地とする税関差止事例一覧)

通し 番号	輸出者情報		通関中止日	税関	輸出入 の別
	業者名	住所			
1	南昌○○贸易有限公司	江西	2012/3/17	浙江義烏	輸出
2	天津○○国际贸易有限公司	天津	2012/5/15	天津機場	輸出
3	防城港市港口区○○贸易有限公司	廣西	不明	上海外港	輸出
4	上海○○贸易有限公司	上海	不明	上海外港	輸出
5	深セン市○○达贸易有限公司	廣東	2012/9/21	上海機場	輸出
6	宿遷○○商贸有限公司	江蘇	2013/7/8	上海	輸出
7	深セン市○○順贸易有限公司	廣東	2012/11/19	上海	輸出
8	厦门○○进出口有限公司	福建	2013/3/27	福建アモイ	輸出
9	黃○○	廣西	2011/1/23	廣西東興	輸出
10	襄樊市○○仕实业有限公司	湖北	2011/10/18	上海	輸出
11	福州○○贸易有限公司	福建	2013/1/22	福建アモイ	不明
12	恩施市○○草商贸有限公司	湖北	2013/3/11	浙江杭州	不明
13	上海○○进出口有限公司	上海	2012/10/16	上海	不明
14	宝鸡○○盛商贸有限公司	陝西	2013/7/11	廣東黃埔港	輸出

(2) 通関データの収集 (Step2)

Step2 中国税関からのベアリング通関データ収集

別途、同対象期間を中心に、ベアリングの通関データを調査・取得し、同データより、模倣業者の通関案件と疑われる案件を抽出する。

次に、中国税関よりベアリングに関する通関データの一部を取得したところ、概要は以下のとおりである。

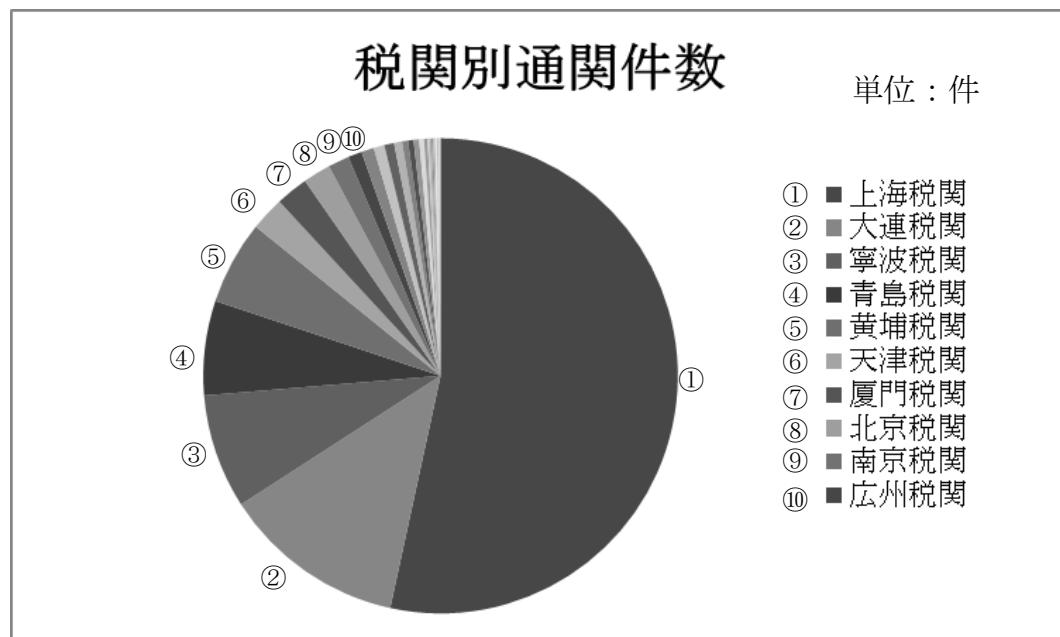
対象期間：2012年1月1日～2012年8月23日

通関件数：以下のとおり

【ベアリングの税関別通関件数】

上海税関	大連税関	寧波税関	青島税関	黃浦税関	天津税関	廈門税関	北京税関
13,231	3,093	1,929	1,594	1,412	570	549	465

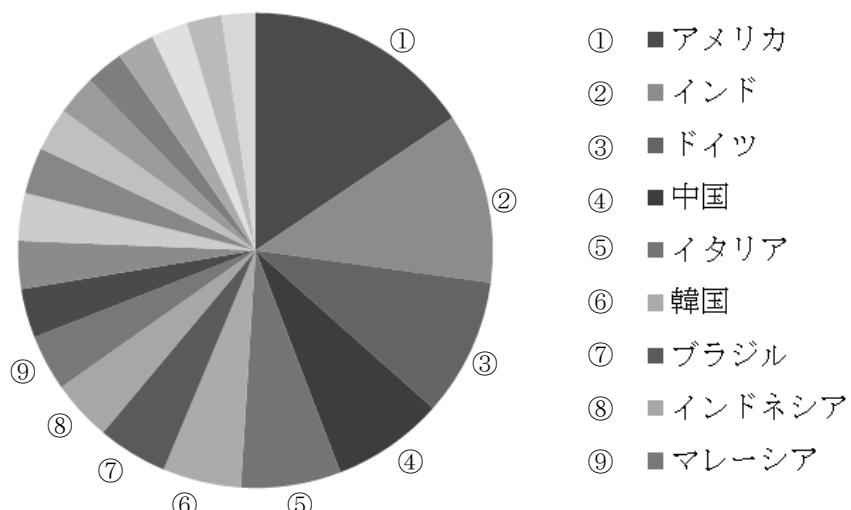
南京税關	廣州税關	深セン税關	南寧税關	武漢税關	福州税關	重慶税關	哈爾濱税關
358	237	213	180	166	134	100	96



【ベアリングの仕向地別通関件数（上位 20ヶ国・地域）】

国、地域	通関件数[件]
アメリカ	2,691
インド	2,006
ドイツ	1,623
中国	1,317
イタリア	1,178
韓国	922
ブラジル	825
インドネシア	715
マレーシア	659
シンガポール	578
アラブ首長国連邦	564
トルコ	559
日本	547
ベトナム	507
ポーランド	470
フランス	450
台湾	438
メキシコ	429
ベルギー	413
タイ	395

ベアリングの仕向地別通関件数



本通関データには、もちろん真正品の通関も含まれるが、税関差止めの対象とならなかつた模倣品の輸出であると疑われるものも多数あり、このような模倣品輸出が疑われる業者は、例えば以下のとおりである。

なお、これらについて、模倣品を取り扱っていると疑われる主な理由は以下のとおりである。

- 模倣品需要の多いと思われる国が仕向地となっている
- 不自然に、複数の税関を利用して輸出している
- 通関回数が明らかに不自然なほど多い
- ホームページ上で、多数のブランドのベアリングをいずれも提供可能と謳っている

【模倣品輸出疑義業者の例（玉軸受）】

業者名称	仕向地	通関回数 [回]
铁岭〇〇贸易有限公司	イラン, アルジェリア	2
北京〇〇勤昌盛商贸有限公司	アラブ首長国連邦	1
聊城〇〇进出口有限公司	ウクライナ, インド, 台湾, リトアニア, ポーランド, ルーマニア, イタリア, ナイジェリア, パキスタン, アルゼンチン, シリア, トルコ	22
山东〇〇(国际)贸易有限公司	バングラデシュ, アラブ首長国連邦, ブラジル, コロンビア	5
济南〇〇特轴承商贸有限公司	ドイツ, アメリカ, ベトナム, インド, カナダ	3
青岛〇〇贸易有限公司	インド, ギリシャ	13
烟台〇〇国际贸易有限公司	アラブ首長国連邦, パキスタン, 南アフリカ, インド, 韓国, イタリア, バーレーン, ポーランド	13
山东省聊城市〇〇瑞进出口有限公司	フィンランド	2
聊城〇〇轴承销售有限公司	ホンジュラス, 台湾	2
临清市〇〇轴承有限公司	シリア	1
上海〇〇工业发展有限公司	ドイツ, フィンランド, パナマ, 韓国, シンガポール	6
上海〇〇新贸易有限公司	韓国	4
〇〇米克斯国际贸易(上海)有限公司	イラン	6

公司		
上海〇〇达企业发展有限公司	フィンランド, コロンビア, マレーシア, アメリカ, 日本, サウジアラビア, トルコ, 台湾, シンガポール, ベトナム, イタリア, ドイツ, ペルー, インド, イスラエル, オーストリア, イラン, スウェーデン, イタリア, イングランド	88
天津〇〇浩博国际贸易有限公司	フィリピン, インドネシア, サウジアラビア, タイ, バングラデシュ, ペルー, ブラジル, ロシア, キプロス	19
天津〇〇斯特国际贸易有限公司	アルゼンチン, アメリカ, ユーゴスラビア, ポルトガル, インド, インドネシア, ヨルダン, オマーン, アメリカ, サウジアラビア, ニュージーランド	8
天津港保税区〇〇瑞康国际贸易有限公司	南アフリカ	8
苏州〇〇森轴承有限公司	ペルー, サウジアラビア, チリ, アラブ首長国連邦, タイ, 南アフリカ, ブルガリア, フィンランド, トルコ, インドネシア, オーストリア	8
常州〇〇精密机械进出口有限公司	アラブ首長国連邦, タイ, ルーマニア, イラン, インドネシア, ベネズエラ, イスラエル, インド, アメリカ, シンガポール, カナダ	19
江苏〇〇国际集团针棉织品进出口有限公司	フランス	19
江苏〇〇国际集团土产进出口股份有限公司	タンザニア	2
江苏〇〇永盛进出口有限公司	マルタ, イラン	1
江苏〇〇扬州机械进出口有限公司	インドネシア	1
无锡〇〇轴承五金有限公司	ウクライナ, フランス, 南アフリカ, アラブ首長国連邦, パキスタン, エクアドル, フィンランド, カナダ, ナミビア, サウジアラビア, ベトナム, オーストリア, イラン, アメリカ, ラトビア, ギリシャ, インド	45
中国〇〇进出口无锡有限公司	キプロス, クロアチア	2

慈溪○○贸易有限公司	ブルガリア, アラブ首長国連邦, タイ, マレーシア, ポーランド, パナマ, アラブ首長国連邦, ギリシャ, 香港, ベネズエラ, パキスタン, ブラジル	19
浙江○○轴承集团有限公司	ブラジル, アメリカ	3
慈溪市○○轴承有限公司	マレーシア, ブルガリア	2
宁波○○国际贸易有限公司	アルゼンチン, ブラジル, ベラルーシ, 韓国, チェコ, 日本, ペルー, ドミニカ, パラグアイ, イラン, アメリカ, スペイン, チュニジア, イギリス	31
厦门○○机械有限公司	モロッコ, チリ, サウジアラビア, 韓国, メキシコ, 台湾, シリア, イタリア, フィンランド, スロベニア, カナダ, タイ	19
深圳市○○丰贸易有限公司	イスラエル	1
深圳市○○泰进出口有限公司	ベトナム	1
深圳市○○祥贸易有限公司	チリ, オランダ	2
深圳市○○实业有限公司	インドネシア	1
深圳市○○星贸易有限公司	タイ	1
深圳市○○强贸易有限公司	韓国	1
天津○○国际贸易有限公司	マレーシア, スペイン	3
深圳市○○莱进出口有限公司	台湾	1
厦门市○○进出口有限公司	ジャマイカ	1
武汉市○○机电进出口有限责任公司	ドイツ, フランス, イタリア, アラブ首長国連邦, スペイン, トルコ, ブルガリア, ポーランド, イギリス, ウクライナ, ギリシャ, メキシコ, スロベニア, シリア, ハンガリー, 南アフリカ, パラグアイ, アルゼンチン, スイス, オーストリア, インド, 韓国	107
邢台○○轴承进出口有限公司	エジプト	1
福建○○进出口有限公司	パキスタン	1
○○进出口无锡有限公司	ブラジル, ポーランド, フィンランド, アルジェリア	6
江苏○○达成套设备工程有限公司	アルジェリア	1
上海○○泵业制造有限公司	イエメン, ケニア, サウジアラビア	3

上海○○进出口公司	オーストラリア, ドイツ, カナダ, インド, ハンガリー, アメリカ, 香港, シンガポール	39
深圳市○○通贸易有限公司	北朝鮮	2
○○艾(天津)轴承有限公司	アメリカ, タイ	10
青岛○○国际贸易有限公司	スリランカ	1
宁波市○○进出口有限公司	スロベニア	5
上海○○进出口有限公司	韓国, ウクライナ	4
宁波市○○进出口有限公司	スリランカ	1

Step3 調査対象候補の絞込み

上記①、②の結果、選定、抽出された案件を分析し、調査可能性がある案件を絞り込み、最低限 10 社の調査対象業者を絞り込む。

前述の「東南アジア諸国を仕向地とする税関差止事例一覧」(P. 42) 記載の 14 業者から、より悪質性の高いと疑われる業者を優先的に調査対象とすべく、「模倣品輸出疑義業者一覧」に該当する業者を優先的調査対象（該当する業者がある場合には、上記「模倣品輸出疑義業者の例（玉軸受）」において通関回数の多い順）とし、調査対象の優先順位を以下のとおりとした。

通し 番号	輸出者情報		通關中止日	税關	輸出入 差止	通關 回數
	業者名	住所				
1	南昌○○贸易有限公司	江西	2012/3/17	浙江義烏	輸出	情報 なし
2	天津○○国际贸易有限公司	天津	2012/5/15	天津機場	輸出	3 回
3	防城港市港口区○○贸易 有限公司	廣西	不明	上海外港	輸出	情報 なし
4	上海○○贸易有限公司	上海	不明	上海外港	輸出	1 回
5	深セン市○○达贸易有限 公司	廣東	2012/9/21	上海機場	輸出	情報 なし
6	宿遷○○商贸有限公司	江蘇	2013/7/8	上海	輸出	情報 なし

7	深セン市○○順贸易有限公司	广东	2012/11/19	上海	输出	1回
8	厦门○○进出口有限公司	福建	2013/3/27	福建アモイ	输出	情报なし
9	黄○○	广西	2011/1/23	广西東興	输出	情报なし
10	襄樊市○○仕实业有限公司	湖北	2011/10/18	上海	输出	情报なし
11	福州○○贸易有限公司	福建	2013/1/22	福建アモイ	不明	情报なし
12	恩施市○○草商贸有限公司	湖北	2013/3/11	浙江杭州	不明	情报なし
13	上海○○进出口有限公司	上海	2012/10/16	上海	不明	4回
14	宝鸡○○盛商贸有限公司	陕西	2013/7/11	广东黄埔港	输出	情报なし

3. 調査対象の決定 (*Step 4*)

具体的に、以下のステップを経て、詳細調査を実施する。

Step 4 – 1 差止税関内の輸入業者に関する情報の収集

差止税関内の記録から、輸入業者に関する情報（業者名称、住所、その他関連情報）の有無、内容を収集する。

Step 4 – 2 インターネット上の情報を収集

Step 4 – 1 で取得した業者名称等について、インターネット上の情報の有無、内容を調査する。

Step 4 – 3 公的機関等における企業登録情報¹⁴の収集

Step 4 – 1 で取得した業者名称等について、公的機関における企業登録の有無、内容を調査する。

Step 4 – 4 調査対象の決定

Step 4 – 1 ~ 3 を経て、調査対象を決定

Step 4 – 5 詳細調査の実施

Step 4 – 4 で決定された輸入業者に対し、現地での詳細調査を実施する。

¹⁴ 日本でいう登記簿謄本のような公的機関において公開される企業登録情報を指す。

(1) 差止税関からの輸入業者に関する情報収集 (*Step 4—1*)

Step 4—1 差止税関内の輸入業者に関する情報の収集

差止税関内の記録から、輸入業者に関する情報（業者名称、住所、その他関連情報）の有無、内容を収集する。

そもそも、税関として、差止がなされた案件について、輸入業者の情報を権利者に開示する運用は取られておらず、原則として、この情報が得られることはなく、本件は、交渉によりこれを取得するに至ったが、このような有益情報を権利者に開示する制度の創設が望ましい。

本件については、差止税関の記録を確認したところ、輸入業者に関する情報が確認できたのは一部のケースであり、その他は、情報を得ることができなかつたが、情報が得られたケースについては、以下のとおり、輸入業者名を特定するに至った。

なお、特定した輸入業者について、住所までの記録はなく、業者名称を把握するにとどまった。

また、結論として、上海市所在の税関についてのみ、この点に関する記録が確認され、その他の税関においては、確認されなかつたが、この点は、税関毎の運用等の違いである可能性もあり、権利者側の立場としては、前述のとおり、このような有益な情報の開示制度と共に、各税関における運用の統一も望まれるところである。

なお、この点につき、上記 Step3 で選択した優先的な候補業者 4 業者については、差止税関において、輸入業者の情報を把握しておらず、何ら、この点に関する関連情報が得られていないため、調査対象とすることができず、そのため、結果として、その他の 4 業者を調査対象業者の候補とすることとした。

輸出者	差止税関	輸入業者
1) 防城港市港口区○○贸易有限公司（広西・防城港市）	上海外港税関	○○ INDUSTRY TRADING CO.; LTD. (シンガポール)
2) 宿遷○○商贸有限公司（江苏・宿遷）	上海税關	○○ Trading Limited Partnership (タイ)

3) 深セン市〇〇順贸易有限公司 (广东・深セン)	上海税關	○○ INDUSTRIAL SUPPLY (マレーシア)
4) 襄樊市〇〇仕实业有限公司 (湖北・襄樊)	上海税關	○○ BEARINGS A I (マレーシア)
5) 天津〇〇国际贸易有限公司	天津機場	不明
6) 上海〇〇贸易有限公司	上海外港税關	不明
7) 深セン市〇〇順贸易有限公司	上海	不明
8) 上海〇〇进出口有限公司	上海	不明

(2) インターネット上の情報の収集 (Step 4 - 2)

Step 4 - 2 インターネット上の情報を収集

Step 4 - 1 で取得した業者名称等について、インターネット上の情報の有無、内容を調査する。

Step 4 - 1 について、特定に至った輸入業者 4 業者について、実態の有無、所在地等を確認するため、まずは、インターネット上における情報の有無、内容を調査したところ、以下のとおり、「○○ BEARINGS A I」のみ関連すると思われる URL が確認され、実態が存在し、マレーシアにてベアリングの販売を主要な業務としている可能性があると思料された。

輸出者	差止税関	輸入業者	関連 URL
1) 防城港市港口区○○贸易有限公司 (広西・防城港市)	上海外港税關	○ ○ INDUSTRY TRADING CO. ; LTD. (シンガポール)	なし
2) 宿遷○○商贸有限公司 (江蘇・宿遷)	上海税關	○ ○ Trading Limited Partnership (タイ)	なし
3) 深セン市○○順贸易有限公司 (広東・深セン)	上海税關	○ ○ INDUSTRIAL SUPPLY (マレーシア)	なし
4) 襄樊市○○仕实业有限公司 (湖北・襄樊)	上海税關	○○ BEARINGS A I (マレーシア)	以下の 4 件 を確認

(襄樊市○○仕实业有限公司 (湖北・襄樊) の関連 URL)

This screenshot shows the Yellow Pages website interface. At the top, there is a search bar with fields for 'What' and 'Where', and a 'SEARCH' button. Below the search bar, the company name 'Pembekal Bearing's A & I' is displayed. To the left, there is a sidebar with contact information: address (TB 10753, Jln Apas, Young & Light Industrial Est, 91000 Tawau, Sabah), contact (Tel: 089-91 6311, Email: andry@yahoo.com), and category (Bearings). On the right, there is a 'Category' dropdown set to 'Bearings'.

<http://www.yellowpages.my/company/pembekal-bearing-s-a-i-1061192,sb.html>

現地電話番号等情報に関する検索サイト

This screenshot shows the Panpages website for 'Pembekal Bearing's A & I'. The page includes a search bar at the top right. Below it, the company name is listed with its address (TB10753, BA, Jalan Apas, Taman Megah Jaya, 91000, Tawau, Sabah), phone number (089-754 422), and email (andry@yahoo.com). There are also links for 'Discover more', 'Listing Statistics', 'View in Mobile', and 'Claim This Listing'. Social media sharing options are also present.

<http://panpages.my/listings/my249130-pembekal-bearing-s-a-i>

現地ビジネス関連情報の検索サイト

This screenshot shows the STClassifieds website for 'Pembekal Bearing's A & I'. The page features a search bar at the top. Below it, the company name is listed with its address (TB10753, BA, Jln Apas Taman Megah Jaya, 91000 Tawau, Sabah), phone number (+65 089-754422), and categories (Automobile Equipment). There is also a 'Map View' section.

<http://directory.stclassifieds.sg/malaysia-directory/pembekal+bearing%27s+a+&+i/businesslisting/20871/>

企業情報等を含む現地情報の検索サイト

Pembekal Bearing's A & I

Company Name:	Pembekal Bearing's A & I
Core Business:	Bearings
Address:	TB10753, BA, Jln Apas, Taman Megah Jaya, 91000 Tawau, Sabah
Telephone:	(+65) 089-754422

Tag: Bearings, Pembekal Bearing's A & I

Description: Pembekal Bearing's A & I is a company in Bearings business. The company operates in Malaysia. Its registered address is TB10753, BA, Jln Apas, Taman Megah Jaya, 91000 Tawau, Sabah.

<http://www.ibcmalaysia.com/Pembekal-Bearing-39-s-A-I-Bearings/>

企業情報等を含む現地情報の検索サイト

(3) 公的に登録される企業情報の収集 (Step 4 – 3)

Step 4 – 3 公的機関等における企業登録情報の収集

Step 4 – 1 で取得した業者名称等について、公的機関における企業登録の有無、内容を調査する。

Step 4 – 1 について、特定に至った輸入業者 4 業者について、実態の有無、所在地等を確認するため、上記インターネット上からの情報収集に引き続き、各国における公的な企業登録情報の有無を調査したところ、以下のとおり、2 業者について登録情報と思われる情報を取得した。

なお、「○○ INDUSTRIAL SUPPLY」について、社名が類似する「○○ INDUSTRIAL AUTOMATION SDN. BHD.」「○○ INDUSTRIAL PRODUCTS SDN. BHD.」に関する登録情報を取得したが、当該輸入業者と同一であるとの確認が取れなかつたため、結論として、同業者に関する登録情報は取得できていない。

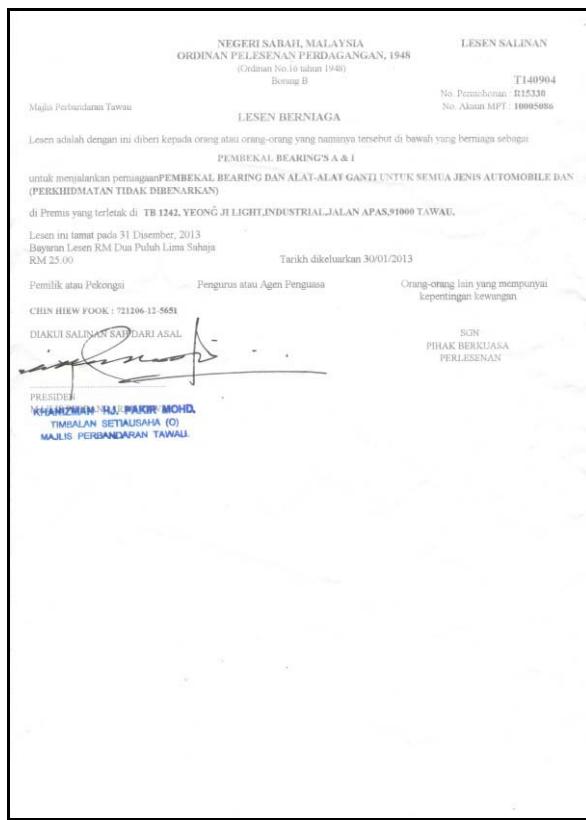
輸出者	差止税関	輸入業者	企業登録情報
1) 防城港市港口区○○贸易有限公司 (広西・防城港市)	上海外港税関	○○ INDUSTRY TRADING CO. ; LTD. (シンガポール)	なし
2) 宿遷○○商贸有限公司 (江蘇・宿遷)	上海税関	○○ Trading Limited Partnership (タイ)	あり
3) 深セン市○○順贸易有限公司 (広東・深セン)	上海税関	○○ INDUSTRIAL SUPPLY (マレーシア)	なし
4) 襄樊市○○仕实业有限公司 (湖北・襄樊)	上海税關	○○ BEARINGS A I (マレーシア)	あり

(○○ Trading Limited Partnership) の登録情報

<p>Domestic Company Information and Analytics Tools by BOL.</p> <p>Report Date: 20/12/2013</p> <p>Corpus One Point Finance Co.,Ltd. One Point Finance Co.,Ltd.</p> <p>Name of Director: <input checked="" type="checkbox"/> Name: Somruen <input type="checkbox"/> Who: Matthana Bunrod</p>	<p>Domestic Company Information and Analytics Tools by BOL.</p> <p>Report Date: 20/12/2013</p> <p>Nationality of Shareholder</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>No. of Shareholders</th> <th>No. of Share (share)</th> <th>% Share</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td># - Internally</td> <td>2</td> <td>10,000</td> <td>61.000%</td> </tr> <tr> <td>Y - Thai</td> <td>1</td> <td>5,000</td> <td>30.000%</td> </tr> <tr> <td>Z - Other Nationalities</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.000%</td> </tr> <tr> <td>Total</td> <td>2</td> <td>15,000</td> <td>100.000%</td> </tr> </tbody> </table>		No. of Shareholders	No. of Share (share)	% Share	# - Internally	2	10,000	61.000%	Y - Thai	1	5,000	30.000%	Z - Other Nationalities	0	0	0.000%	Total	2	15,000	100.000%	<p>Domestic Company Information and Analytics Tools by BOL.</p> <p>Report Date: 4 June 2012</p> <p>Meeting Date: 4 June 2012</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th># Shareholder Name</th> <th>% Share</th> <th>Address</th> <th>Par Value</th> <th>No. of Shares (share)</th> <th>Share Amount</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Mr. One Point</td> <td>61.000%</td> <td>Asia Plaza, 10th Fl.</td> <td>200.00 Baht</td> <td>9,000</td> <td>1,800,000.00</td> </tr> <tr> <td>Matthana Bunrod</td> <td>30.000%</td> <td>Asia Plaza, 10th Fl.</td> <td>200.00 Baht</td> <td>5,000</td> <td>1,000,000.00</td> </tr> <tr> <td>One Point Finance</td> <td>8.000%</td> <td>One Point Finance</td> <td>200.00 Baht</td> <td>1,000</td> <td>200,000.00</td> </tr> <tr> <td>Total</td> <td>100.000%</td> <td></td> <td></td> <td>15,000</td> <td>3,000,000.00</td> </tr> </tbody> </table>	# Shareholder Name	% Share	Address	Par Value	No. of Shares (share)	Share Amount	Mr. One Point	61.000%	Asia Plaza, 10th Fl.	200.00 Baht	9,000	1,800,000.00	Matthana Bunrod	30.000%	Asia Plaza, 10th Fl.	200.00 Baht	5,000	1,000,000.00	One Point Finance	8.000%	One Point Finance	200.00 Baht	1,000	200,000.00	Total	100.000%			15,000	3,000,000.00								
	No. of Shareholders	No. of Share (share)	% Share																																																									
# - Internally	2	10,000	61.000%																																																									
Y - Thai	1	5,000	30.000%																																																									
Z - Other Nationalities	0	0	0.000%																																																									
Total	2	15,000	100.000%																																																									
# Shareholder Name	% Share	Address	Par Value	No. of Shares (share)	Share Amount																																																							
Mr. One Point	61.000%	Asia Plaza, 10th Fl.	200.00 Baht	9,000	1,800,000.00																																																							
Matthana Bunrod	30.000%	Asia Plaza, 10th Fl.	200.00 Baht	5,000	1,000,000.00																																																							
One Point Finance	8.000%	One Point Finance	200.00 Baht	1,000	200,000.00																																																							
Total	100.000%			15,000	3,000,000.00																																																							
<p>Domestic Company Information and Analytics Tools by BOL.</p> <p>Report Date: 20/12/2013</p> <p>General Info:</p> <table border="1"> <tr> <td>Corporate Type</td> <td>Company Limited</td> </tr> <tr> <td>Registered Number</td> <td>0710000000010</td> </tr> <tr> <td>Registration Date</td> <td>19 April 2012</td> </tr> <tr> <td>Corporate Name</td> <td>○○ Trading Limited Partnership</td> </tr> <tr> <td>Registered Capital (Baht)</td> <td>2,000,000</td> </tr> <tr> <td>Registered Address</td> <td>289/21 Rachathewa Rd., Bang Phli, Samut Prakan, Thailand</td> </tr> <tr> <td>Addressed To:</td> <td>08120 41 Corporation Rd, Bang Bo, Samut Prakan 10200</td> </tr> <tr> <td>Telephone</td> <td>0812012345</td> </tr> <tr> <td>Type of Business</td> <td>1. Wholesale of new motor vehicle parts and accessories (2021)</td> </tr> <tr> <td>Business Name</td> <td>○○ Trading Limited Partnership</td> </tr> <tr> <td>Authorised Person # (BMO-12)</td> <td>One Point Finance</td> </tr> <tr> <td>Official Registration</td> <td>○○ Trading Limited Partnership</td> </tr> <tr> <td>Additional Info</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>Credit Info - Corporation:</p> <table border="1"> <tr> <td>Bank</td> <td>None</td> <td>Year Grade</td> <td>None</td> </tr> <tr> <td>Credit Rating (MFI)</td> <td>0.00</td> <td>Rating</td> <td>None</td> </tr> <tr> <td>Credit Terms (Days)</td> <td>30</td> <td>Interest</td> <td>None</td> </tr> <tr> <td>Payment Status (Class)</td> <td>A++</td> <td>Interest</td> <td>None</td> </tr> <tr> <td>Invoice Status</td> <td>A++</td> <td>Interest</td> <td>None</td> </tr> <tr> <td>Allowance for Bad Debt</td> <td>A++</td> <td>Interest</td> <td>None</td> </tr> </table> <p>Internal Info:</p> <table border="1"> <tr> <td>Internal Name</td> <td>None</td> <td>Year Rating</td> <td>None</td> </tr> <tr> <td>Internal Info</td> <td>-</td> <td>Rating</td> <td>None</td> </tr> </table> <p>Information as of 13 December 2013 Source of information - Department of Business Development, Ministry of Commerce, The Stock Exchange of Thailand. The data and information available is purely for the reference of business analysis and cannot be used as reference for legal proceedings. All rights reserved 1980-2013 by Business Online Public Company Limited. For enquiries, please call 02-667 0000 or visit www.bol.co.th. Corpus One Point Finance Co.,Ltd.</p>			Corporate Type	Company Limited	Registered Number	0710000000010	Registration Date	19 April 2012	Corporate Name	○○ Trading Limited Partnership	Registered Capital (Baht)	2,000,000	Registered Address	289/21 Rachathewa Rd., Bang Phli, Samut Prakan, Thailand	Addressed To:	08120 41 Corporation Rd, Bang Bo, Samut Prakan 10200	Telephone	0812012345	Type of Business	1. Wholesale of new motor vehicle parts and accessories (2021)	Business Name	○○ Trading Limited Partnership	Authorised Person # (BMO-12)	One Point Finance	Official Registration	○○ Trading Limited Partnership	Additional Info	-	Bank	None	Year Grade	None	Credit Rating (MFI)	0.00	Rating	None	Credit Terms (Days)	30	Interest	None	Payment Status (Class)	A++	Interest	None	Invoice Status	A++	Interest	None	Allowance for Bad Debt	A++	Interest	None	Internal Name	None	Year Rating	None	Internal Info	-	Rating	None
Corporate Type	Company Limited																																																											
Registered Number	0710000000010																																																											
Registration Date	19 April 2012																																																											
Corporate Name	○○ Trading Limited Partnership																																																											
Registered Capital (Baht)	2,000,000																																																											
Registered Address	289/21 Rachathewa Rd., Bang Phli, Samut Prakan, Thailand																																																											
Addressed To:	08120 41 Corporation Rd, Bang Bo, Samut Prakan 10200																																																											
Telephone	0812012345																																																											
Type of Business	1. Wholesale of new motor vehicle parts and accessories (2021)																																																											
Business Name	○○ Trading Limited Partnership																																																											
Authorised Person # (BMO-12)	One Point Finance																																																											
Official Registration	○○ Trading Limited Partnership																																																											
Additional Info	-																																																											
Bank	None	Year Grade	None																																																									
Credit Rating (MFI)	0.00	Rating	None																																																									
Credit Terms (Days)	30	Interest	None																																																									
Payment Status (Class)	A++	Interest	None																																																									
Invoice Status	A++	Interest	None																																																									
Allowance for Bad Debt	A++	Interest	None																																																									
Internal Name	None	Year Rating	None																																																									
Internal Info	-	Rating	None																																																									
<p>Domestic Company Information and Analytics Tools by BOL.</p> <p>Report Date: 20/12/2013</p> <p>General Info:</p> <table border="1"> <tr> <td>Corporate Type</td> <td>Company Limited</td> </tr> <tr> <td>Registered Number</td> <td>0710000000010</td> </tr> <tr> <td>Registration Date</td> <td>19 April 2012</td> </tr> <tr> <td>Corporate Name</td> <td>○○ Trading Limited Partnership</td> </tr> <tr> <td>Registered Capital (Baht)</td> <td>2,000,000</td> </tr> <tr> <td>Registered Address</td> <td>289/21 Rachathewa Rd., Bang Phli, Samut Prakan, Thailand</td> </tr> <tr> <td>Addressed To:</td> <td>08120 41 Corporation Rd, Bang Bo, Samut Prakan 10200</td> </tr> <tr> <td>Telephone</td> <td>0812012345</td> </tr> <tr> <td>Type of Business</td> <td>1. Wholesale of new motor vehicle parts and accessories (2021)</td> </tr> <tr> <td>Business Name</td> <td>○○ Trading Limited Partnership</td> </tr> <tr> <td>Authorised Person # (BMO-12)</td> <td>One Point Finance</td> </tr> <tr> <td>Official Registration</td> <td>○○ Trading Limited Partnership</td> </tr> <tr> <td>Additional Info</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>Credit Info - Corporation:</p> <table border="1"> <tr> <td>Bank</td> <td>None</td> <td>Year Grade</td> <td>None</td> </tr> <tr> <td>Credit Rating (MFI)</td> <td>0.00</td> <td>Rating</td> <td>None</td> </tr> <tr> <td>Credit Terms (Days)</td> <td>30</td> <td>Interest</td> <td>None</td> </tr> <tr> <td>Payment Status (Class)</td> <td>A++</td> <td>Interest</td> <td>None</td> </tr> <tr> <td>Invoice Status</td> <td>A++</td> <td>Interest</td> <td>None</td> </tr> <tr> <td>Allowance for Bad Debt</td> <td>A++</td> <td>Interest</td> <td>None</td> </tr> </table> <p>Internal Info:</p> <table border="1"> <tr> <td>Internal Name</td> <td>None</td> <td>Year Rating</td> <td>None</td> </tr> <tr> <td>Internal Info</td> <td>-</td> <td>Rating</td> <td>None</td> </tr> </table> <p>Information as of 13 December 2013 Source of information - Department of Business Development, Ministry of Commerce, The Stock Exchange of Thailand. The data and information available is purely for the reference of business analysis and cannot be used as reference for legal proceedings. All rights reserved 1980-2013 by Business Online Public Company Limited. For enquiries, please call 02-667 0000 or visit www.bol.co.th. Corpus One Point Finance Co.,Ltd.</p>			Corporate Type	Company Limited	Registered Number	0710000000010	Registration Date	19 April 2012	Corporate Name	○○ Trading Limited Partnership	Registered Capital (Baht)	2,000,000	Registered Address	289/21 Rachathewa Rd., Bang Phli, Samut Prakan, Thailand	Addressed To:	08120 41 Corporation Rd, Bang Bo, Samut Prakan 10200	Telephone	0812012345	Type of Business	1. Wholesale of new motor vehicle parts and accessories (2021)	Business Name	○○ Trading Limited Partnership	Authorised Person # (BMO-12)	One Point Finance	Official Registration	○○ Trading Limited Partnership	Additional Info	-	Bank	None	Year Grade	None	Credit Rating (MFI)	0.00	Rating	None	Credit Terms (Days)	30	Interest	None	Payment Status (Class)	A++	Interest	None	Invoice Status	A++	Interest	None	Allowance for Bad Debt	A++	Interest	None	Internal Name	None	Year Rating	None	Internal Info	-	Rating	None
Corporate Type	Company Limited																																																											
Registered Number	0710000000010																																																											
Registration Date	19 April 2012																																																											
Corporate Name	○○ Trading Limited Partnership																																																											
Registered Capital (Baht)	2,000,000																																																											
Registered Address	289/21 Rachathewa Rd., Bang Phli, Samut Prakan, Thailand																																																											
Addressed To:	08120 41 Corporation Rd, Bang Bo, Samut Prakan 10200																																																											
Telephone	0812012345																																																											
Type of Business	1. Wholesale of new motor vehicle parts and accessories (2021)																																																											
Business Name	○○ Trading Limited Partnership																																																											
Authorised Person # (BMO-12)	One Point Finance																																																											
Official Registration	○○ Trading Limited Partnership																																																											
Additional Info	-																																																											
Bank	None	Year Grade	None																																																									
Credit Rating (MFI)	0.00	Rating	None																																																									
Credit Terms (Days)	30	Interest	None																																																									
Payment Status (Class)	A++	Interest	None																																																									
Invoice Status	A++	Interest	None																																																									
Allowance for Bad Debt	A++	Interest	None																																																									
Internal Name	None	Year Rating	None																																																									
Internal Info	-	Rating	None																																																									

Date of Registration:	19 April 2012
Registered Capital:	Baht 2,000,000 (approximately USD 64,516)
Registered Address:	289/21 Rachathewa Rd., Bang Phli Sub-District, Bang Bo District, Samut Prakarn
Authorized Person:	Ms. Matthana Bunrod
Business Purpose:	Wholesale of new motor vehicle parts and accessories

(「○○ BEARINGS A I」の登録情報)



(英訳)

Date of Registration:	30/01/2013
Registered Capital:	
Registered Address:	TB 1242, YEONG JI LIGHT INDUSTRIAL, JALAN APAS, 91000 TAWAU.
Authorized Person:	PRESIDENT TAWAU MUNICIPAL COUNCIL KHANIZMAN HI. PAKIR MOHD. DEPUTY SECRETARY
Business Purpose:	SUPPLYING BEARINGS AND SPARE PARTS FOR ALL KINDS OF AUTOMOBILE AND (SERVICES NOT ALLOWED)

(参考) 「○○ INDUSTRIAL SUPPLY」に類似する 2 社の登録情報

SSM
SURUHANJAYA SYARIKAT MALAYSIA
COMPANIES COMMISSION OF MALAYSIA

1 / 6

Although all efforts has been carried out to ensure that the information provided is accurate and up to date, the Registrar of Companies will not be liable for any losses arising from any inaccurate or omitted information.

CORPORATE INFORMATION

Company Name	:	INTER INDUSTRIAL [REDACTED]
Last Old Name	:	Nil
Date of Change	:	Nil
Company Number	:	[REDACTED]
Registration Date	:	19-10-2007
Type	:	LIMITED BY SHARES PRIVATE LIMITED
Status	:	DISPOLVED
Registered Address	:	[REDACTED] PETALING JAYA SELANGOR
Postcode	:	47810
Origin	:	MALAYSIA
Business Address	:	[REDACTED]
Postcode	:	[REDACTED]
Nature of Business	:	1. Dealer in Mechanical and Electrical Parts and accessories, 2. To carry on the business of electrical and mechanical work in connection therewith.

Printing Date : 04-11-2013
This company information is generated from SSM e-Info Services. This information is as at 04-11-2013 10:54:14
SSMLLA ECONOMIC, NO. 1 JALAN 31/110, PUSAT SAINS, 56100 KUALA LUMPUR.
Tel: +60-3199 4455 Fax: +60-3199 4455

SSM
SURUHANJAYA SYARIKAT MALAYSIA
COMPANIES COMMISSION OF MALAYSIA

1 / 6

Although all efforts has been carried out to ensure that the information provided is accurate and up to date, the Registrar of Companies will not be liable for any losses arising from any inaccurate or omitted information.

CORPORATE INFORMATION

Company Name	:	INTER INDUSTRIAL [REDACTED]
Last Old Name	:	Nil
Date of Change	:	Nil
Company Number	:	[REDACTED]
Registration Date	:	18-05-2004
Type	:	LIMITED BY SHARES PRIVATE LIMITED
Status	:	EXISTING
Registered Address	:	[REDACTED] PETALING JAYA SELANGOR
Postcode	:	47810
Origin	:	MALAYSIA
Business Address	:	[REDACTED] CHeras SELANGOR
Postcode	:	43200
Nature of Business	:	DEALER AND CONTRACTOR IN MECHANICAL AND ELECTRICAL PARTS AND PROJECTS

Printing Date : 04-11-2013
This company information is generated from SSM e-Info Services. This information is as at 04-11-2013 10:54:15
SSMLLA ECONOMIC, NO. 1 JALAN 31/110, PUSAT SAINS, 56100 KUALA LUMPUR.
Tel: +60-3199 4455 Fax: +60-3199 4455

(4) 調査対象業者の決定 (*Step 4 – 3*)

Step 4 – 4 調査対象の決定

Step 4 – 1 ~ 3 を経て、調査対象を決定

税関からの取得情報、インターネット上の情報、企業登録情報に鑑みると、実体を有し、調査可能な業者であり、本調査に適すると思われる業者は、以下の 2 業者となった。

輸出者	差止税関	輸入業者
2) 宿遷○○商贸有限公司 (江蘇・宿遷)	上海税關	○○ Trading Limited Partnership (タイ)
4) 襄樊市○○仕实业有限公司 (湖北・襄樊)	上海税關	○○ BEARINGS A I (マレーシア)

4. 詳細調査の実施（Step 5）

Step 5 詳細調査の実施

詳細調査を実施し、同結果を取りまとめる。

(1) 実態調査結果／タイ／One Point Trading Co., Ltd／輸入業者

● 概要



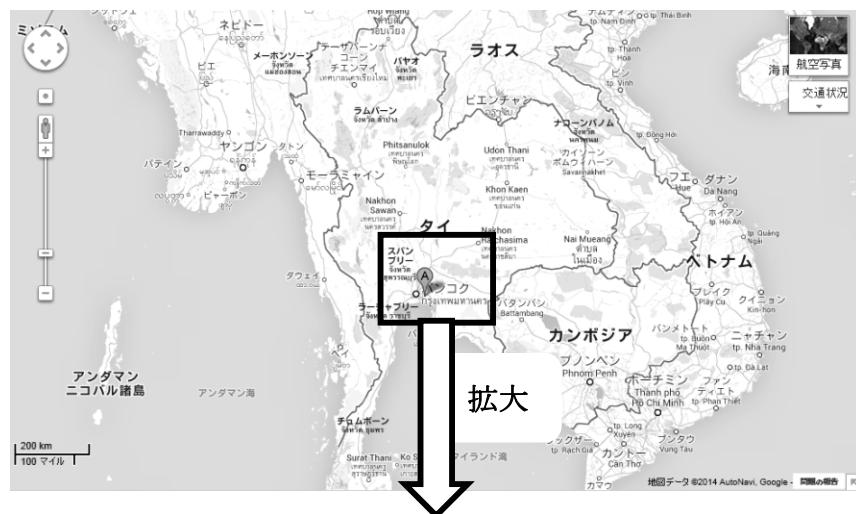
外観

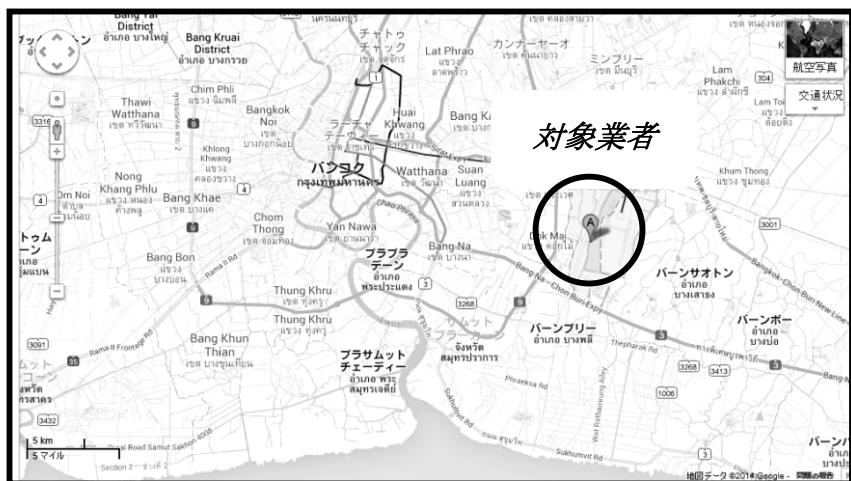
所在地	289/21 Moo ○○, Rachathewa, Bang Phil Sub-District, Bang Bo District, Samut Prakarn, 10540 Thailand
業態	フォークリフトの部品に関する輸入・卸売
経営者	Matthana Bunrod／女性
自社ウェブサイト	無
面積 (m ²)	600
従業員数 (人)	9
倉庫	300 m ²

年間売上高	約 USD270, 000 ※登録情報によれば、2013 年 1 月から 10 月の販売額は 6, 998, 467. 4 ベーツ (=USD225, 757) であることから、この点より推計	
主要仕入先	中国、ドイツ	
主要出荷先	国内	Bangna, Ladkrabang and Vora jak area, Bangkok Province
	国外	ラオス



名刺





所在地

● 詳細

- 当該業者は主にフォークリフト部品の輸入、卸売を業とする
- 輸入部品は各種のオイルフィルタ、エアフィルタ、フォークリフトのライト、ブザー、ベアリング等である
- 大半の製品はノーブランド製品として仕入れ、その後、同製品に対し、何らかの包装をほどこして販売している
- 上記ノーブランド製品はトヨタ、コマツ、三菱、日産製のフォークリフト部品として使用している
- タイにおける主要クライアントは BANGNA、LADKRABANG AND VORAJAK AREA、バンコクに複数存在している
- ベアリングについては、ノーブランドのベアリングのみを販売している
- (税関差止対象となったものであるため、特に、固有名詞を出して確認したものであるが) 「NTN」 製のベアリングは提供しない
- クライアント側よりブランド付きのベアリングを購入したいとの要望を受ける場合、発注することができる
- その場合でも、「KOYO」 ベアリングの発注が最も成功する可能性が高い
- 輸入している部品については主として、中国及びドイツより仕入れている
- フォークリフトの部品の一部は中国より輸入しているが、スピーカーやランプ等はドイツから輸入している
- 調査時において、ベアリングの在庫を有していないかった
- ベアリングについては中国から輸入している
- ベアリングの輸入先については、インターネットを通じて、取引を開始した
- 販売するベアリングについて、模倣品と自認しておらず、少なくとも、真正品として販売するケースもあるものと思われる



カタログ

● 中国内の取引先

①	企業名称	Shanghai ○○ Supply Chain Management Co., Ltd. 中国語名：上海○○供應鏈管理有限公司
	関連 URL	http://www.ebosun.net/service/
	業務内容	輸出代行業者で、取扱い製品の限定はない

②	企業名称	○○ Machine Co., Ltd. 中国語名：廣州○○斯機械有限公司
	関連 URL	http://www.fl1s123.com 、 http://folangsi.1688.com
	業務内容	フォークリフト部品（ベアリングを含む）の卸売を業とする

③	企業名称	Shenzhen ○○ Business Service Ltd. 中国語名：深セン市○○通企業服務有限公司
	関連 URL	http://www.onetouch.cn/
	業務内容	自動車部品（スピーカー等のオーディオ）の輸出を業とする

④	企業名称	Lianyungang ○○ Iron Steel Co., Ltd. 中国語名：連雲港市○○鋼鐵有限公司
	関連 URL	http://www.ailun888.com
	業務内容	輸出権を有する自動車用スチールリングの製造業者

⑤	企業名称	Zhejiang ○○ Import & Export Trading Co., Ltd 中国語名：浙江○○進出口貿易有限公司
	関連 URL	http://www.11467.com/wenzhou/co/198589.htm
	業務内容	輸出代行業者で、取扱い製品の限定はない

中国内の取引先各社のウェブサイト



- ① 上海○○供應鏈管理有限公司
<http://www.ebosun.net/service/>



- ③ 広州○○斯機械有限公司
<http://folangsi.1688.com>



- ④ 連雲港市○○鋼鐵有限公司
<http://www.ailun888.com/>



- ② 広州○○斯機械有限公司
<http://www.fl123.com>



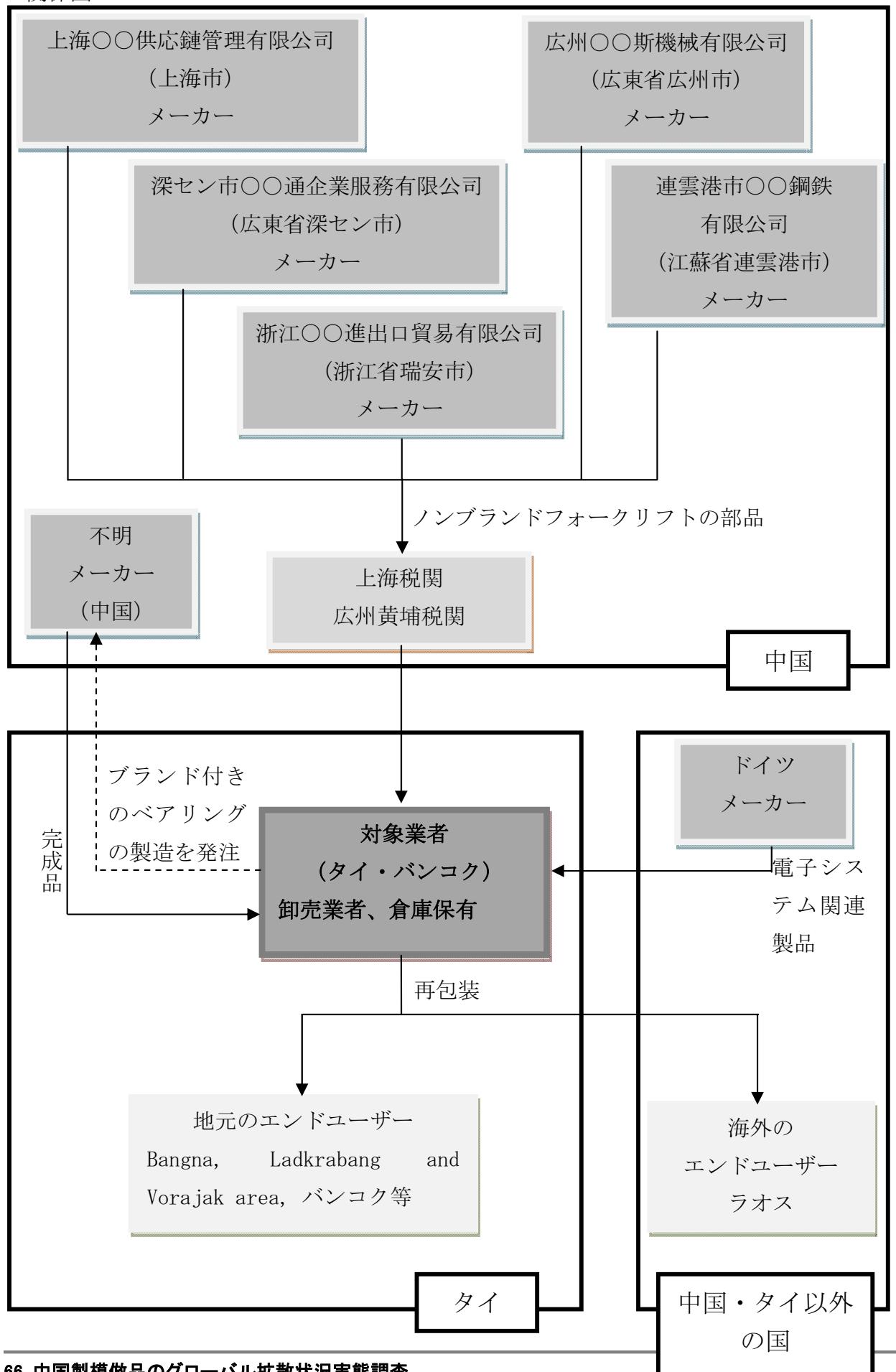
- ③ 深セン市○○通企業服務有限公司
<http://www.onetouch.cn/>



- ⑤ 浙江○○進出口貿易有限公司
<http://www.11467.com/wenzhou/co/198589.htm>

本件税関差止の対象となった輸出業者「宿遷〇〇商贸有限公司」について、取引先である旨の言及はなく、この点を特定して、ヒアリングを実施した場合、警戒を招いてしまい、その他の点も含め、調査に支障が出ると思われたため、特定した上でヒアリングは実施していないが、同輸出業者について、インターネット上でも何ら情報がなく、そもそも、現在は事業実態がない可能性（場合によっては、先の税関差止を受けて、同輸出業者名義の輸出行為を停止した可能性）もあると思われる。

・関係図



(2) 実態調査結果／マレーシア／Pembekal Bearing' s A & I／輸入業者

● 概要



外観



内部



内部

所在地	TB ○○, Yeong Ji Light Industrial, Mile 2 ½, Jalan Apas, 91000 Tawau, Sabah, Malaysia	
業態	ペアリングの販売	
経営者	Chin Hiew Fook (Tom Chin)／男性／30代 出身地 : Kota Kinabalu, Sabah	
自社ウェブサイト	無	
面積 (m ²)	不明	
従業員数 (人)	5	
倉庫	不明	
年間売上高	不明	
主要仕入先	中国、マレーシア	
主要出荷先	国内	Tawau及び周辺都市
	国外	無

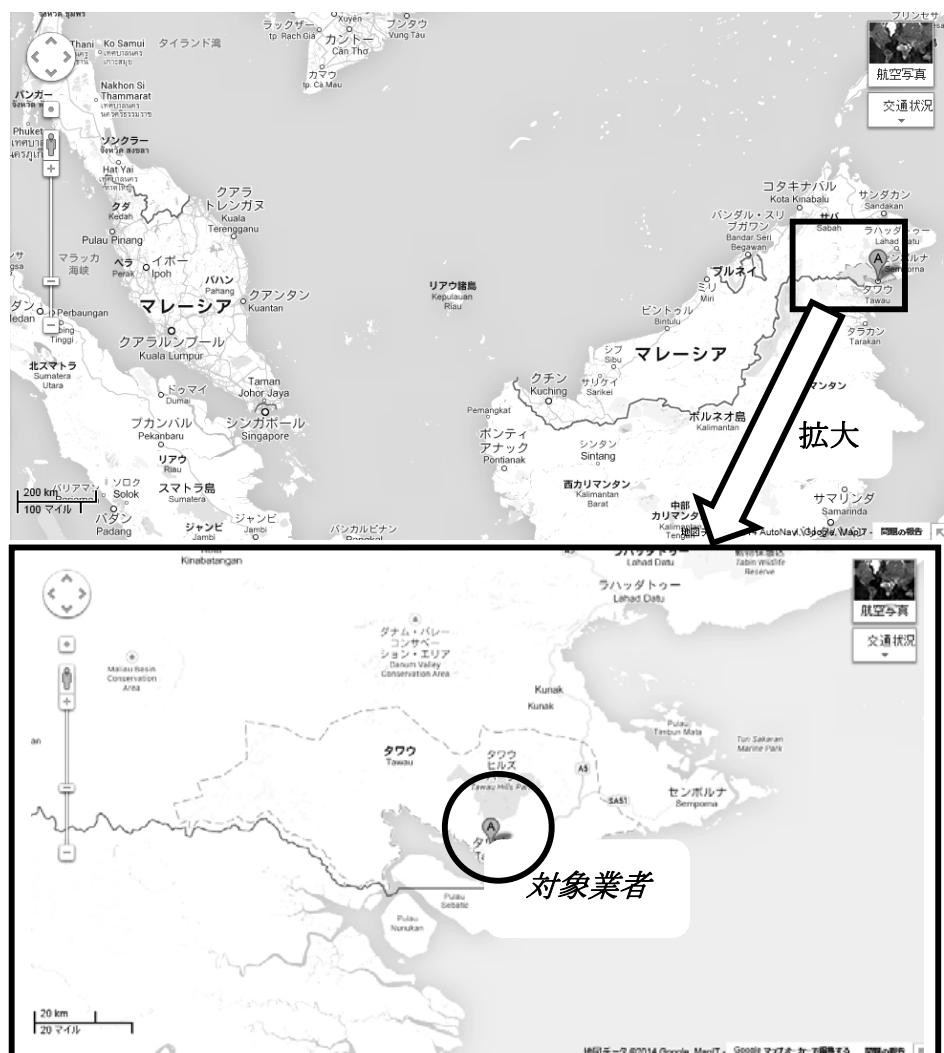


名刺

通常の顧客に対する取引の際は、輸入時の名義 (Pembekal Bearing's A & I) ではなく、上記名称の業者名称 (United Bearings and Parts Supplies) を使用しているが、後述のとおり、両社の代表者は同一であり、実質的に同一業者である。



代表者



● 詳細

- ・ 「Pembekal Bearing's A & I」の登録住所には、「United Bearings and Parts Supplies」という店舗が存在
- ・ 両社の責任者は「Chin Hiew Fook (Tom Chin)」であり、同一
- ・ 当該業者は転居した経験があり、そのため、ウェブサイト上に記載される住所は転居前の旧住所である
- ・ 各種のベアリングを販売している
- ・ NACHI、NTN、NSK、SKF 等各ブランドについて、各型番のベアリングを販売している
- ・ これらについて輸入のみを行い、輸出は行っていない
- ・ 通常、Tawau 及びその周辺のエンドユーザーにベアリングを販売している
- ・ 「NACHI」、「NTN」については、日本から仕入れている
- ・ 市場の相場より安い価格で、「NACHI」、「NTN」ベアリングを提供することもできる
- ・ 上記安い価格のベアリングは中国製である
- ・ 1度に販売できるベアリングの数量は型番にもよるが、概ね 200 点程までであり、それ以上の大量の在庫は通常有していない
- ・ 自動車の製造が盛んであるため、ベアリングの需要も少なくなく、在庫を多く抱えることなく販売している
- ・ 在庫数量を超える受注があった場合には、中国の取引先に発注している
- ・ 例えば、ベアリング 800 点程を注文する場合、納品まで 1~2 ヶ月程度かかる
- ・ 中国製のベアリングは広州市より出荷される
- ・ もし、もっと大量のベアリングが必要である場合は、直接中国の業者（後述の「中国内の取引先」記載の業者）に連絡したほうがよいかもしない

● マレーシアの取引先

BRIGHTON SINCE 1969

Company Info Our Products Location Map Career

COMPANY BACKGROUND

Brighton Bearings (M) Sdn Bhd is one of the leading dealer, distributor, importer, and exporter of ball, roller bearings, and mechanical power transmission products in Malaysia. Established in 1970, the company has seen growth and expansion through its branch and distribution network.

We started operating from the 1st outlet in Jalan Ipoh. In 1981, we opened our 2nd outlet in Sungai Besi. Growth in the 1990s and 1990s led to the opening of the 3rd and 4th outlets in Sungai Buloh and Klang, giving us extensive market coverage in the Klang Valley. In 2004, the success of the business enabled us to open the 5th outlet, HQ and purpose built warehouse spanning 24,000 sq ft in Taman Kajang to accommodate the large and complete product range, and increase stock handling efficiency.

Our mission is to be totally committed to quality, to achieve sustainable competitive advantage and to earn lasting customer relationships. At Brighton

CATHAY Cathay Bearings Sdn. Bhd.

Wholesales and distributes the following range of automotive and industrial bearings.

Bearings

NBC BEARINGS NMB JK

Sleeve Bearing Ball Bearing

Other Bearings We Trade

FAG YHK Koyo RMANI SKF NTN

YMH JACK

Home Company Profile Contact Us

Copyright © 2011 Cathay Bhd. All Rights Reserved.

企業名称 : Brighton Bearing

関連URL :

<http://www.brightonbearings.com.my/>

業務内容 : ベアリングの販売

企業名称 : Cathay Bearing (M) Sdn Bhd

関連URL :

<http://mpr.asiaep.com/cbss.htm>

業務内容 : ベアリングの販売

● 中国内の取引先

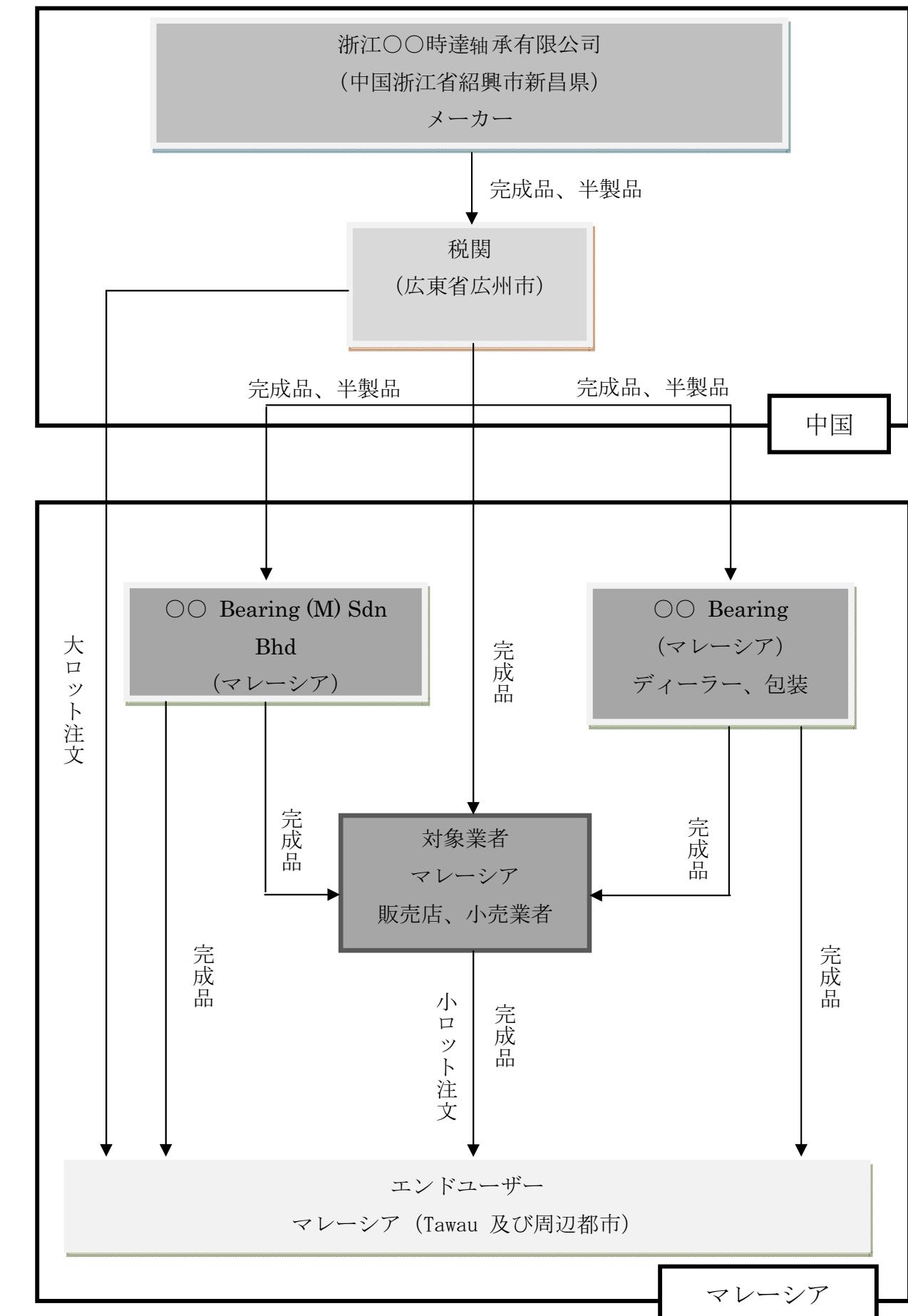
業者名称	浙江○○時達轴承有限公司
所在地	浙江省新昌县后溪工业园○号
関連 URL	http://www.sdabearing.com/
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業者は主としてベアリングの製造、販売を業とする ・自社ブランド「SDB」を有している ・授権書を得た上で、ブランドを付したベアリングを生産できる ・自社で製造した製品の8割以上は輸出している ・主要出荷先は、米国、ブラジル、ヨーロッパ等である ・中国において、浙江省紹興市新昌県は著名なベアリング製造地であり、複数のメーカーが同地でベアリングを製造し、大ロットの注文も受けられる



同業者のウェブサイト

なお、本件税関差止の対象となった輸出業者「襄樊市〇〇仕实业有限公司」について、取引先である旨の言及ではなく、この点を特定して、ヒアリングを実施した場合、警戒を招いてしまい、その他の点も含め、調査に支障が出ると思われたため、特定した上でのヒアリングは実施していないが、同輸出業者について、インターネット上でも何ら情報がなく、そもそも、現在は事業実態がない可能性（場合によっては、先の税関差止を受けて、同輸出業者名義の輸出行為を停止した可能性）もあると思われる。

・関係図



5. 調査結果総括

(1) 調査対象

- 中国から模倣品を仕入れる、タイ、マレーシアに所在する業者に対し調査を実施
- いずれも、製造業者ではなく、卸売業者である

(2) 調査結果概要

- 前述の輸入業者、One Point Trading Co., Ltd (タイ) は、調査対象製品たるベアリングを専門的に取り扱うものではなかったが、需要があった際、スポット的に模倣品を仕入れている可能性あり
- 前述の輸入業者、Pembekal Bearing's A & I (マレーシア) は、常時ベアリングを取り使う業者であり、顧客のニーズに応じて、真正品、模倣品の販売を使い分けている可能性あり

(3) 本調査結果の意義

Point1

中国から模倣品を輸入して販売する中国外の模倣業者は、自身の業種、業態によって、模倣品を仕入れる目的、頻度等が異なる

⇒ **中国外の模倣業者に対し被害の程度に相応する措置を検討すべきであるほか、そもそも、中国における模倣品輸出行為を停止させる措置を取った方が効率的である可能性に留意すべき**

Point2

これらの模倣業者は、中国及び自国、場合によっては第三国と、グローバルな模倣品販売ネットワークを有している

⇒ **模倣対策を検討する際には、グローバルな視点を持つことが重要であり、各国それぞれで個別独自の対応を取るのではなく、これらをリンクageさせたグローバルな対応を意識すべきである**

本調査対象業者は 2 業者であり、ここから、中国外の模倣業者一般論を導き出すことは難しいが、当然ながら、業者によって中国から輸入した模倣品の位置づけが異なり、スポット的に模倣品を輸入したに過ぎない者から、顧客からのニーズがあった場合には定期的

に模倣品を輸入している者、または、模倣品販売を自身の事業の根幹とし、常時、模倣品を輸入している者等、模倣行為の頻度、程度が異なってくるものと思われる。

そうだとすれば、中国からの仕向先国における模倣業者について、模倣行為の頻度、程度等を都度確認、分析し、悪質な模倣業者についてのみ、法的措置を取るといった対応を取っていくよりも、そもそもの源流である、中国における模倣品輸出行為に対して、総じて、対応していく方が、費用対効果も含め、効率的であると考えられ、この点に留意すべきものと思われる。

いずれにしても、本調査結果では、中国外の模倣業者の実態の一部、すなわち、これらの業態の違いや模倣品販売ネットワークのグローバル化の実態が確認されたことに大きな意義があると思われる一方で、今後、中国外で模倣業者情報と、中国の上流模倣業者情報とがリンクする事例を集積することで、この実態がより明らかとなり、より精緻な分析ができることとなれば、中国での模倣対策と中国外での模倣対策のリンクージ、バランスの取り方等、効果的なグローバル模倣対策のあり方を検討することができるようになり、より有益と思われることから、かかる事例の集積が待たれる。

四. 中国製模倣品の中国外への拡散事案に対する効果的な対応方法

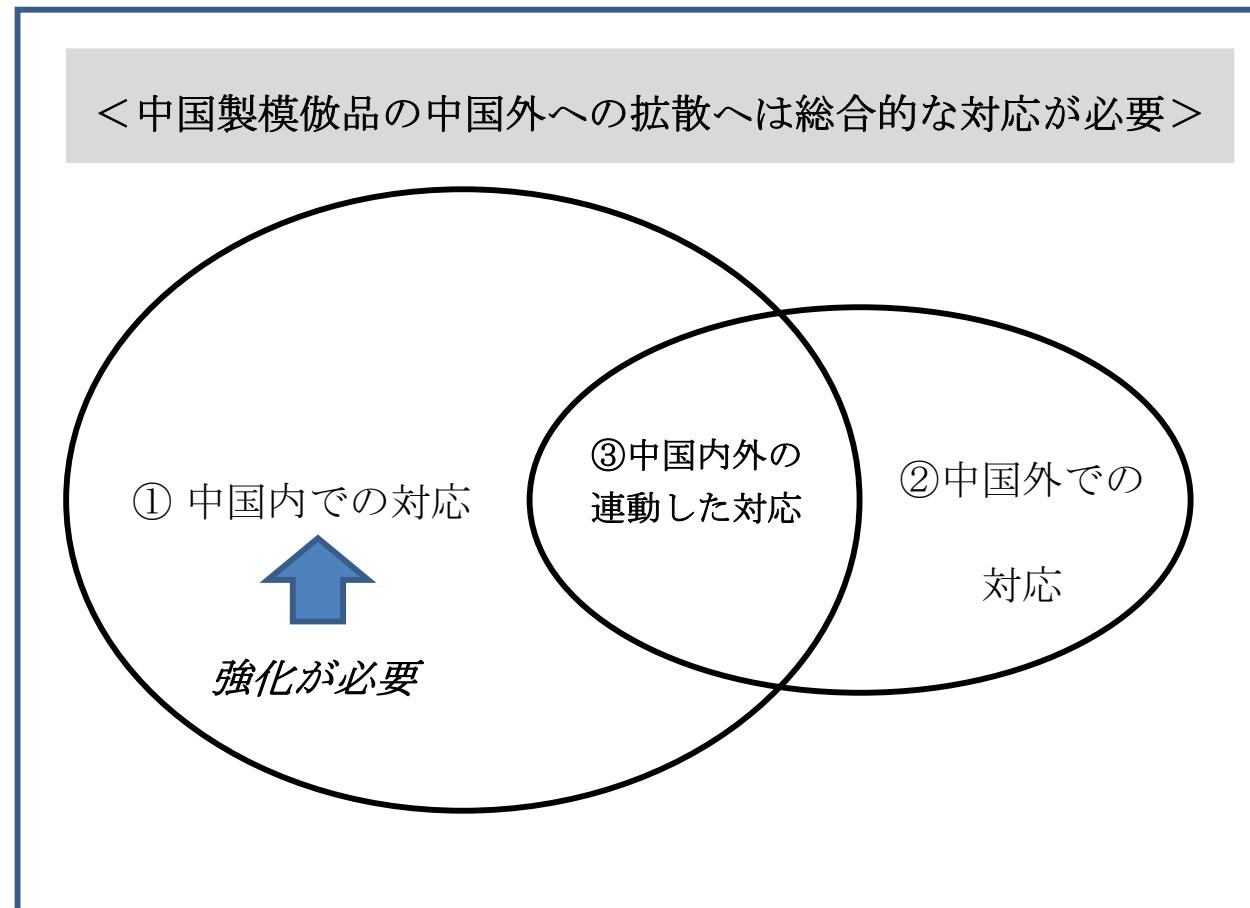
1. 総論

中国製模倣品の中国外への拡散に対応するためには、①中国内での対応、②中国外での対応、③これらを連動した対応が必要となり、いずれかのみで対応することは難しいものと思われる。

もっとも、中国が源流となる事例が少なくないことに鑑みれば、中国内での対応を強化し、そもそも、中国外へ模倣費が拡散しにくい状況の作出を目指すことを主眼に置くことが、効率の面で、よりよいと考えられる。

したがって、まず、模倣品に国境がなく、被害状況を正しく把握するには、グローバルな視点をもつ必要があり、同視点をもって、①を中心としつつ、②③を併用して、総合的に対応していくことが望ましいと考えられる。

<中国製模倣品の中国外への拡散へは総合的な対応が必要>



2. 中国国内での模倣品輸出行為への対策

(1) 税関差止

Point1

まずは、自社の知財を税関登録し、模倣業者の模倣行為を抑止する

Point2

模倣品の差止率、頻度を高めるため、税関への適切な情報提供をなす

税関では、原則として、登録された権利に関してのみ、職権で通関中止措置をとることができるものであるところ、税関へ登録されているか否かは、中国税関のウェブサイトで検索が可能であることから、模倣業者の方から、自身の製造・販売する、ないし、しようとする模倣品について、関連する権利が税関に登録されているかを確認する可能性は十分にあり、ここで、登録がなされているだけでも、模倣行為への抑止効果がある。そのため、まずは、税関登録をなすべきである。

関連 URL : <http://202.127.48.151/applyrecord/>

更新日期: 2014-1-14
当前有效备案数: 21,931
商标权备案数: 15,657
著作权备案数: 973
专利权备案数: 5,301

查询备案 Search

权利人名称: IPR Holder
权利名称: IPR Title
权利号: IPR No.
权利类别: IPR Type 全部

直通 GO

知识产权海关保护备案系统简介
Recordation of Intellectual Property Rights

根据《中华人民共和国知识产权海关保护条例》的规定，知识产权权利人可以将其与进出口货物有关并受中华人民共和国法律、行政法规保护的商标专用权、著作权和与著作权有关的权利、专利权向海关总署申请备案。为了更好的为进出口企业和知识产权权利人提供信息服务，方便备案申请人办理有关手续，海关总署开发使用了“知识产权海关保护备案系统”（以下简称“备案系统”）。

系统的的主要功能
- 查询备案信息。任何企业或者个人无需进行用户注册，便可以通过本系统首页的“查询备案”直接查询已经海关总署标准的备案基本信息；
- 提交备案申请。知识产权权利人在注册后，可以通过本系统向海关总署提交知识产权备案申请的电子数据，并可以查询海关总署受理申请的日期、备案费到帐情况、海关总署的审核意见和核准备案日期和备案号等信息；
- 备案信息自我管理。注册用户可以通过系统识别，撤回本人已经提交的备案申请，对本人名下的备案信息进行查询、统计、排序、打印、输出等方式进行管理，及时发现需要变更或者续展备案的情况。申请人对联系人、通讯地址、电话和传真等通讯方式、被许可人名单等备案信息，可以通过系统自行修改，不必再以书面形式向海关总署申请变更。

提交备案申请的程序
(一) 注册为系统用户。目前知识产权海关保护备案申请都应当通过登录本系统提交。所以备案申请人在提交备案申请前首先要注册为系统用户。系统用户应当以知识产权权利人的名义进行注册，填写必要的用户信息，以获取用户授权。注册成功后系统会以

- 权利人名称:権利者名称を入力
- 权利名称:権利名称を入力
- 权利号:権利番号を入力
- 权利类别(商标专用权, 专利权, 著作权):権利種別を選択する(商標専用権、特許権、

著作権より選択)

【検索結果例】

备案申請查詢結果 (Results of Search)							
权利描述 Description	权利名称 IPR Title	商品/产品 Products	申请人名称 Applicant	权利注册号 IPR No.	备案号 Record No.	有效期 Validation	权利类别 IPR Type
此备案无图	Chase Reacta 及其	男装、女装、夹克、大衣、内衣、裤子、皮套.....	柯罗姆·哈萨日本有限公司	3103302	T2014-33659	2024-1-13	商标专用权
GNC	GNC	医用减肥茶；药茶；药草；减肥用药剂；蜂王.....	大众营养投资公司	3109384	T2014-33658	2024-1-13	商标专用权
ENZO ANGIOLINI	ENZO ANGIOLINI	服装；鞋；帽+	耐思西部发展公司	674937	T2014-33656	2024-1-20	商标专用权
RIDGID	RIDGID	电动工具：下水道清洗设备；电力传动器；.....	艾默生电气公司	674468	T2014-33654	2024-1-20	商标专用权
RALPH LAUREN	RALPH LAUREN	手表；钟；计时仪器；珠宝；饰宝石；项链；.....	波罗·劳伦有限公司	673726	T2014-33652	2024-1-13	商标专用权
ARCHE	ARCHE	时钟(时间记录装置)；复印机(光电、静电.....	广东雅洁五金有限公司	3907422	T2014-33651	2016-2-13	商标专用权

また、登録後は、模倣品輸出が差し止められれば、模倣業者に対する直接的模倣行為の抑止に繋がるため、その意味で、効果的であることは言うまでもないが、この頻度、精度を高めることが重要であり、そのためには、前述のとおり、税関への適切な情報提供が肝要となる。

(2) 輸出業者摘発

Point1

模倣品輸出業者が模倣品輸出前に抱えている模倣品在庫に対し摘発を実施する

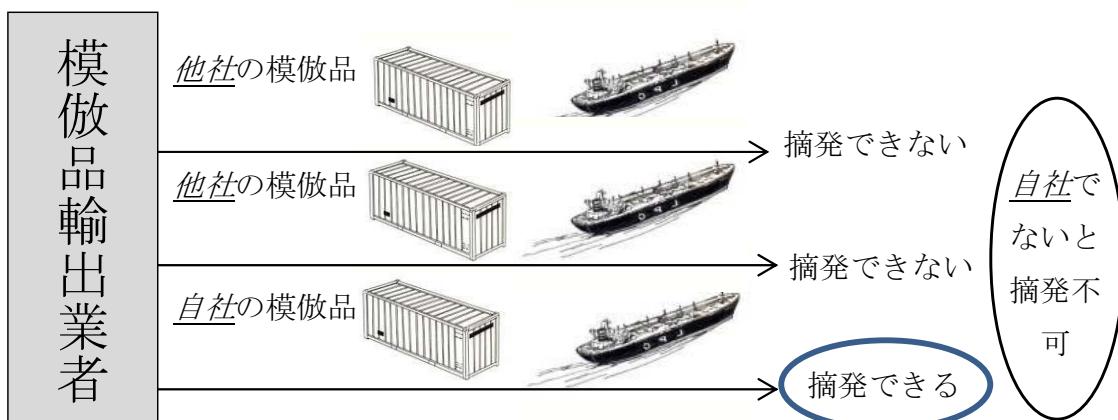
Point2

摘発のタイミングを補足することが難しい等の場合は、税関差止 1 件あたりの被差止業者へ与えるダメージを最大化するため、同業者に対し、権利者からの損害賠償請求（民事訴訟提起）を併用する

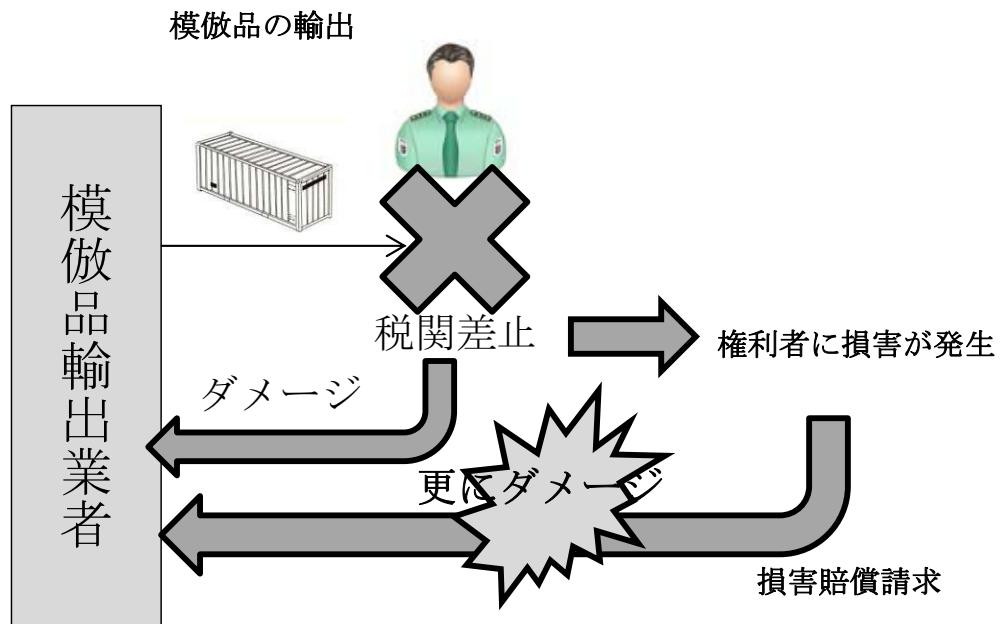
模倣品を輸出する業者は、当然ながら、輸出までに、中国内で、模倣品を仕入れ、あるいは、自ら製造し、輸出時には、海外の模倣品購入者からの注文数量に見合うだけの在庫を抱えていることから、当該在庫保管倉庫等を突き止め、輸出がなされる前に、これを摘発し、もって、模倣品輸出業を抑制することが効果的である。

この点、輸出業者は、通常、中国外の模倣品購入者と取引をしており、すなわち、中国での取引はしていないケースも多く、この場合、かかる輸出業者の調査を実施する場合、中国への模倣業者に対する調査は異なるアプローチ（例えば、普段から、中国外の顧客と取引をしている模倣品輸出業者から情報を引き出すには、中国外の模倣品事情にも精通している必要がある。そもそも、模倣品輸出業者へのアプローチに中国語以外の言語（英語等）が必要となる等）が必要となり、かかる調査に対応できる専門の調査会社に調査を委託する等の必要がある点に留意が必要である。

他方、輸出業者は、多岐にわたる取扱製品がある場合もあり、特定の権利者からみて、自社の模倣品輸出のタイミングを計ることが難しいケースも少なくなく、この場合、種々の模倣品を取り扱っているとしても、それが自社にとっての模倣品であるとは限らず、そのため、摘発のタイミングを計ることが難しい。



したがって、上記のように、摘発が難しいケースが多い場合には、税関差止において、模倣行為を補足した機会を逃さず、税関差止の対象となった商標権侵害行為について、あわせて、民事訴訟による損害賠償請求を提起し、金銭的ダメージを与える等して、模倣品輸出業者が受ける税関差止一件あたりに受けるダメージの量を大きくし、税関差止の抑止力を高めることが考えられる。



(3) インターネット上の模倣品輸出行為への対応

Point1

模倣品輸出業者と模倣品購入者の取引ツールとなっているオンラインマーケットについて、模倣品の取引がなされる URL を削除する

Point2

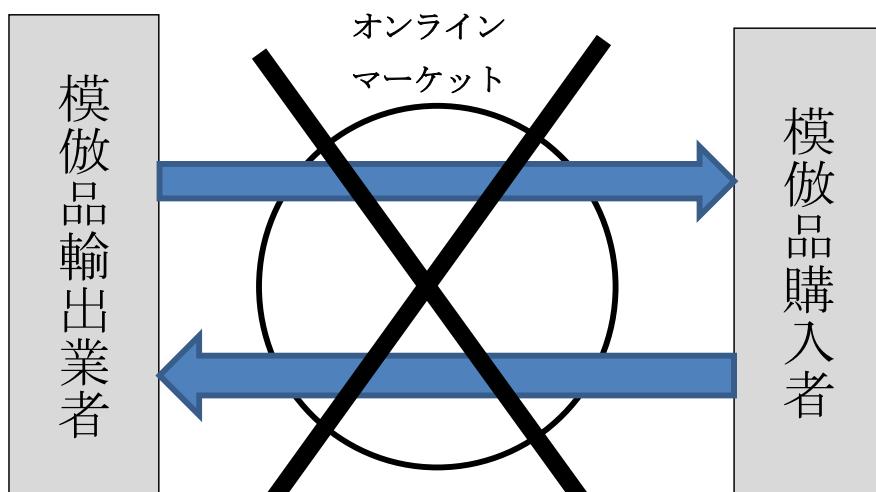
一旦、URL を削除しても、模倣品輸出に積極的な者は、再度、同様に模倣品を取引するため URL を創設するため、定期的な監視、削除を行う

Point3

上記 URL の主体について、実地における事業拠点（模倣品販売拠点、模倣品製造拠点等）に対しても、あわせて摘発を実施する

前述のとおり、インターネットにおけるオンラインマーケット（主として、前述の「アリババ国際：<http://www.alibaba.com/>」）が、前述の模倣品輸出業者と中国外の模倣品購入者の取引機会提供の場となっており、そのため、同オンラインマーケット上の模倣品出品リンクを削除することが、模倣品の輸出取引の機会を奪うものとして、効果的である。

もっとも、いったん削除したとしても、模倣品輸出業者が、これを、再度アップすることは、比較的容易であることから、一度削除すれば終わり、というものではなく、定期的・継続的に削除をし続けることが肝要である。



取引の場をなくす！

また、同オンラインマーケットに付されているチャット機能等を通じて、模倣品出品者から情報を引き出し、実地における模倣品製造拠点や、模倣品の保管場所等の情報を取得し、前述（2）のとおり、摘発を実施することができるケースもあり、このように、他の対策と複合的に実施するとより効果的である。

（4）税関差止からの上流業者対応

Point1

税関差止情報の集積、分析をなし、被差止業者からその上流である模倣品製造業者を突き止め、摘発する

Point2

かかる情報集積、分析結果は、前述の、税関への有益情報となるので、この意味でも、平素より集積、分析をしておくべき

前述のとおり、税関差止にかかる一連の手続の中で得られる情報に基づき、模倣品輸出業者に模倣品を提供する上流業者を突き止めることができる場合があり、海外への販路を有する模倣業者は類型的に害悪性が高いことも多く、そのため、突き止めた上流業者の摘発が効果的である場合がある。

なお、この前提として、税関差止にかかる一連の手続の中で得られる情報を、集積し、かつ分析する必要があるため、差止めがなされる度に、情報を集約できるよう何らかのデータベースを構築しておくことが望ましい。

そして、かかるデータベースは、前述の、税関セミナー時の提供すべき有益情報のリソースとなるため、この意味でも有益である。

3. 仕向先国での模倣対策

Point1

各国の法制度の違い、文化・商慣習の違いに留意した調査及びその後の措置が必要

Point2

中国に比して、模倣対策に係る案件数が総じて少ないことから、法制度、代理会社、執行機関等のいずれも未成熟である場合があり、それにより、費用、時間がかかってしまうことがあるので、そもそも上流である中国で対応した方が、結果として費用対効果が高い場合がある点に留意が必要

(1) 調査

仕向先国での対応については、当然ながら、国によって法制度が異なり、取り得る手段も異なってくることから、まず、被害の実態を把握した上で、相応する対応を取るべきこととなる。

この点、調査についても、各国の文化に沿った適切な調査をなす必要（例えば、イスラム圏での写真撮影は困難であるため、無理に撮影をしない等）があり、その国の文化、実状等に精通する代理会社に調査を委託することが望ましい。

他方、中国に比して、中国外での模倣被害は、相対的に小さく、それに相応するよう、各国の模倣品対策のための法制度の整備状況も、中国に比して、進んでおらず、すなわち、中国は模倣大国であるとともに、模倣対策先進国でもあることから、中国外の調査会社のレベルも高くないことが多く、結果として、費用が高額であるにもかかわらず、調査の結果得られた情報量は多くない、といったことになりやすく、注意が必要である。

したがって、源流である中国での模倣対策を実施したほうが、費用対効果が高いという場合には、中国での対応に注力し、中国外での対応とメリハリを付けるということも考えられる。

(2) 摘発等

前述のとおり、各国によって法制度が異なるため、模倣行為に対して取り得る手段も異なってくるが、総じて、法制度も成熟していないケースが多く、また、中国に比して案件数も多くないことから、代理会社、執行機関等も不慣れなことが多いため、費用と時間が

多くかかるてしまうケースが多い。

この点も、中国は模倣大国であるとともに、模倣対策先進国でもあることから、個別案件にかかる時間、費用も少なく済むことに起因するものであるが、同様に、中国での対応と中国外での対応の費用対効果を鑑み、対応にメリハリを付けるべきと考えられる。

4. 仕向先国の模倣業者からの中国上流業者対応

Point1

中国が源流である場合には、中国で対応した方が効率的な場合があり、このような場合に備え、仕向先国の模倣業者から、中国の上流業者に関する情報を取得することが有用である。

Point2

上記で得た情報について、中国における対応可能性を検討し、効果的な対応が取れる場合は、中国の上流業者に対して措置を取るべき

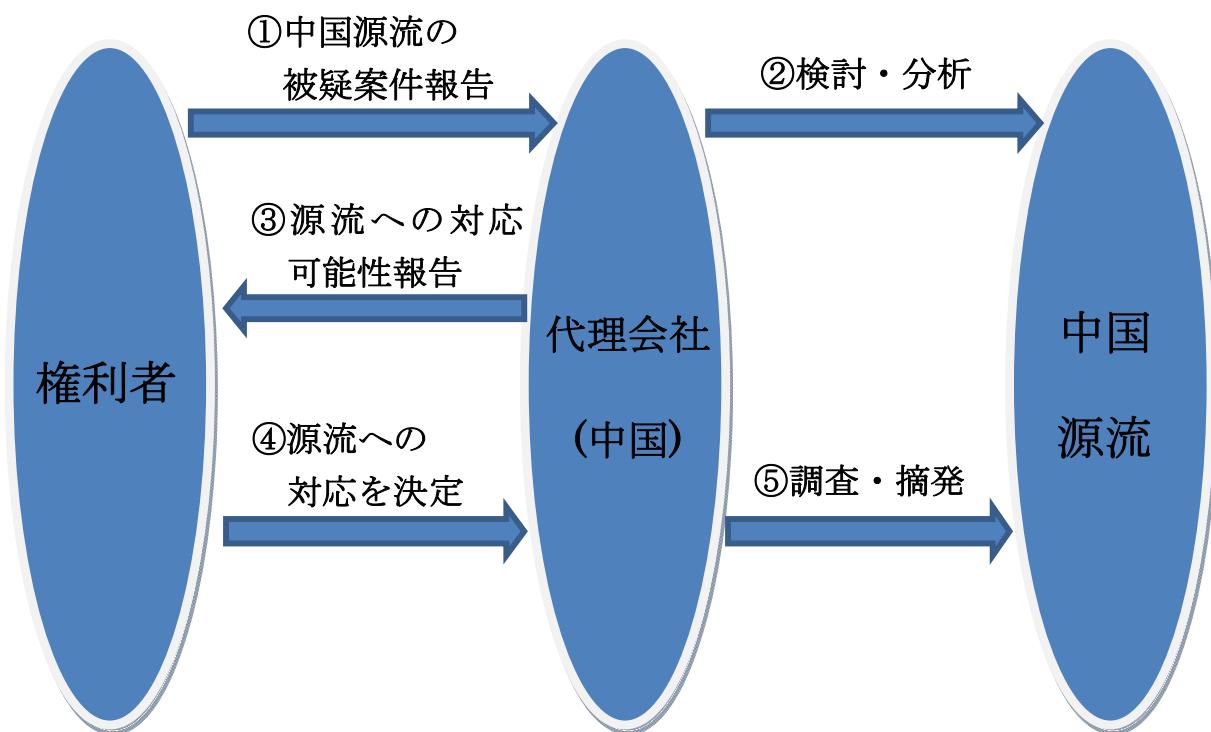
(1) 中国上流業者対応チェックポイント

中国外の模倣業者から、中国の上流業者に関する情報を取得することは、必ず実現できるというものではないが、以下の点に留意する等して、この取得に努め、有益な情報を得た場合には、中国における対応可能性を検討すべきである。

- ✓ 模倣品裏面の製造業者、販売業者名称の記載
- ✓ パッケージ等への漢字表記
- ✓ 模倣品を分解し、部品等に記載される型番、製造業者名称等
- ✓ 当該業者が取り扱うその他の模倣品と同種製品について①②③と同様
- ✓ 模倣業者からの聞取内容
- ✓ 模倣業者に関するインターネット上の諸情報

(2) 対応フロー例

中国外で確認された中国が源流と思われる模倣品、模倣業者情報がある場合には、全て、中国の代理会社に、源流を突き止められる可能性の有無等を確認し、その都度対応していく例。



以上

[経済産業省委託]

中国製模倣品のグローバル拡散状況実態調査

[発行]

日本貿易振興機構上海事務所 知識産権部

T E L : 021-6270-0489

F A X : 021-6270-0499

2014年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構上海事務所知識産権部が2014年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは執筆協力者および当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。